

自己評価報告書

第 5 号

平成 29 (2017) 年 6 月

学校法人 三島学園



目 次

I.	建学の精神・大学の基本理念・使命・目的、大学の個性・特色等	1
II.	沿革と現況	2
III.	評価基準ごとの自己評価	6
1	基準1 使命・目的等	6
1-1	使命・目的及び教育目的の明確性	6
1-2	使命・目的及び教育目的の適切性	8
1-3	使命・目的及び教育目的の有効性	10
	基準1の自己評価	14
2	基準2 学修と教授	15
2-1	学生の受入れ	15
2-2	教育課程及び教授方法	19
2-3	学修及び授業の支援	25
2-4	単位認定、卒業・修了認定等	27
2-5	キャリアガイダンス	29
2-6	教育目的の達成状況の評価とフィードバック	35
2-7	学生サービス	38
2-8	教員の配置・職能開発等	42
2-9	教育環境の整備	45
	基準2の自己評価	48
3	基準3 経営・管理と財務	50
3-1	経営の規律と誠実性	50
3-2	理事会の機能	53
3-3	大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	55
3-4	コミュニケーションとガバナンス	58
3-5	業務執行体制の機能性	60
3-6	財務基盤と収支	62

3 - 7 会計	6 3
基準3の自己評価	6 4
4 基準4 自己点検・評価	6 5
4 - 1 自己点検・評価の適切性	6 5
4 - 2 自己点検・評価の誠実性	6 7
4 - 3 自己点検・評価の有効性	6 8
基準4の自己評価	6 9
資 料	7 0
後 記	7 2

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

<建学の精神・大学の基本理念>

東北生活文化大学は、昭和 33(1958)年、東北地区における女子教育の最高学府を謳い、家政学科 1 学科で三島学園女子大学家政学部として発足した。この創設時に、建学の精神を「高い知識と技倅を修め、常に文化創造に寄与する清く、正しく、健全な人間の育成」としている。本学は、明治 36(1903)年に「実学教育」が「東北文化の発展に通じる」という理念のもとに創設された東北女子職業学校の流れを受けて、第二次世界大戦後の学制改革時に設置された三島学園女子短期大学の教育研究体制を基盤に設立された。昭和 40(1965)年には、文化都市仙台にとって芸術系の教育も必要であるということから生活美術学科を増設した。そして、昭和 62(1987)年に男女共学制を取り入れ、東北生活文化大学（以下、「本学」という。）と改称して現在に至っている。

このように、本学の教育研究は、東北女子職業学校の被服学を教育の中心とした「実学教育」から始まり、今日では「家政学科」と「生活美術学科」の 2 学科からなる家政学部として、生活と文化に関する教育研究の活動を行っている。「高い知識と技倅を修め、常に文化創造に寄与する清く、正しく、健全な人間の育成」という建学の精神に基づいて「美しい人間生活の在り方を総合的見地から科学的に考え、解決していくことのできる確かな実践力を備える人材の教育に当る」ことを教育の基本理念としており、建学の精神は、この百年以上にわたってゆるぎなく堅持されている。

平成 24 年には、本学に脈々と流れている建学時からの理念を深く認識するとともに、現代の社会背景を基にして再検証し、「高い知識と技倅を修め、常に文化創造に寄与する清く、正しく、健全な人間の育成を目指す」との建学の精神を、全学的に再確認した。

<本学の校訓>

東北女子職業学校の創設以来、三島学園（以下、「本学園」という。）には、“励み、謹み、慈み”という百年以上の歴史を支えてきた校訓があり、「生徒一人ひとりの心に迫る学校づくりで、調和のとれた、愛情豊かで、実践力のある人を育てます」と謳っている。この校訓は、創設者の教えとして、第二次世界大戦後、後裔の佐藤允理事長が語句を整えたものであるが、本学園の歴史を通じての校訓であり、現在の校歌にも謳われ、また本学園キャンパス内の石碑にも刻まれて、全ての在学生・卒業生に周知され、大学、短期大学部、高等学校を通じて守られてきている。

<本学の使命・目的>

上記の建学の精神を踏まえ、本学の使命・目的を、学則第 1 条に、本学は「三島学園建学の精神に基づいて、我が国の生活文化の向上を図るために、学術の中心として、幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とし、使命とする」と掲げている。

＜本学の個性・特色＞

本学は、建学の精神を柱に「わが国の生活文化の向上を図る」という使命・目的を達成すべく教学の歴史を重ねてきた。本学の個性・特色は、その歴史の中で培われてきたもので、「実践的教育の展開」、「少人数教育の重視」及び「家政学分野への美術教育の導入」、「生活と美の融合」に集約される。すなわち、各学科の専門分野はいずれも実践的教育を必要とする領域であり、教育課程に実験・実習を多く取り入れ、社会の変化に応じてその内容の見直しと刷新とに努めてきた。このような実験・実習の多い教育課程の特徴を、より効果的なものとすることが、少人数教育を重視する結果に繋がり、建学の精神に依拠した本学の伝統や校風にも共通する個性となっている。これらの教育上の趣旨と特徴を活かしつつ、平成 15 年度に開設した健康栄養学専攻では栄養士及び管理栄養士を養成し、地域の食文化と食生活の向上を担う人材の育成を進めてきている。平成 19 年に家政学科家政学専攻から名称変更した服飾文化専攻では、服飾産業で求められている知識と技術の習得を中心とした実学教育を進めている。

また、日常生活に密着した家政学分野の実学教育と並行して、感性を養う美術教育は新しい文化の創造・発展に貢献するものである。家政学分野に美術教育課程を設置している大学は全国的にも数少なく、本学の生活美術学科は宮城県で唯一の私立美術教育機関として、地域文化の発展と地域の美術・芸術の普及・発展に中心的役割を果たしてきている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

東北生活文化大学は、前述のように昭和 33 (1958) 年に設置された三島学園女子大学を昭和 62 (1987) 年に改称し、男女共学制を取り入れて今日に至っている。その歴史は以下のとおりである。

三島学園の歴史は、明治 33(1900)年、岩手県江刺郡米里村(現 岩手県奥州市江刺区米里)出身で東京法学院及び明治法律学校を卒業した三島駒治氏が、東北地方における法律学普及のための教育機関として夜間開講の東北法律学校を設立し、続いて 3 年後の明治 36 (1903) 年、東京裁縫女学校及び和洋裁縫女学校洋裁科を卒業した妻よし氏を設立者として昼間制の東北女子職業学校を開学したときに始まる。この東北法律学校の設立趣意書には「国運の進歩と人文の発達に伴って、法律思想の普及のための教育機関が重要なに、東北地方が特に遅れている。そこで東北法律学校を創設し、東北文化の開発に寄与したい」と述べられており、また、東北女子職業学校の設立は「女子青年を対象とした実学教育の必要性を痛感した」ためであるとされている。いずれも、東北地方が時運に遅れをとることに強い危惧の念を抱き、東北文化の発展には「教育」が重要であるという信念に基づいた三島夫妻の「教育」への情熱が、本学園の開学を導いたものであった。その後、女子職業学校の生徒が増加する一方で、法律学校は、幾多の優れた人材を世に送りながらも、大正 11 (1922) 年、東北大學に法文学部が設置されたのを契機に廃校となった。

第二次世界大戦後、学校制度が大きく改革されたことにより、昭和 23 年に三島学園女子高等学校が設立された。これに伴い東北女子実業学校（昭和 19 (1944) 年に東北女子

職業学校から改称）は廃止された。

昭和 22 年に旧制度の下、三島学園女子専門学校（被服科）が創設されたが、新制度では専門学校は存続できなくなった。そのため、短期大学制度が作られたことに伴って同専門学校を母体にして昭和 26 年、三島学園女子短期大学（被服科はのちに家政科と改称）が設立された。

この短期大学の教育研究体制を基盤に、昭和 33(1958)年、三島学園女子大学が家政学部家政学科の 1 学科編成で東北地区における女子教育の最高学府を謳って新設された。昭和 40(1965)年には、「理科教育振興法」を背景に女子の理科教員養成を主目的とした生活理学科と、東北地方に美術系の大学が少なく、文化都市仙台にとって美術教育を目的とする大学が必要であるとのことから、生活美術学科の二つの学科を増設した。その後、昭和 51(1976)年に生活理学科は廃止となり、三島学園女子大学は家政学科と生活美術学科の 2 学科で構成されることになった。その後、女性の社会参加の促進、固定的な性別役割分業の見直しなどの議論がなされるようになったことを背景に、家庭生活を中心とした人間生活の研究、向上を目的とする家政学を男子も積極的に学ぶべきであるとの立場から、昭和 62(1987)年に私立大学の家政学系では早く男女共学制を取り入れ、東北生活文化大学と改称した。平成 15 (2003) 年には家政学科に家政学専攻と健康栄養学専攻を設置し、栄養士と管理栄養士の養成施設としての認可を得た。さらに、平成 19 (2007) 年には家政学科家政学専攻を服飾文化専攻に改称した。平成 20 (2008) 年には大学創立 50 周年を迎えて、現在に至っている。

なお現在、三島学園は東北生活文化大学、東北生活文化大学短期大学部、東北生活文化大学高等学校、東北生活文化大学短期大学部附属ますみ幼稚園及びますみ保育園の五つの教育機関を擁する総合学園として発展しており、大学は併設の機関との連携を密にして運営されている。

〈沿革〉

明治 33(1900)年 10 月	東北法律学校を創設
明治 36(1903)年 10 月	東北女子職業学校を創設
大正 2(1913)年 9 月	東三番町より清水小路へ校舎を移転
大正 11(1922)年 3 月	東北法律学校を廃止
大正 15(1926)年 3 月	東北女子職業学校に高等師範科を設置
昭和 19(1944)年 4 月	東北女子職業学校を東北女子実業学校に改称
昭和 22(1947)年 3 月	三島学園女子専門学校を設立
昭和 23(1948)年 3 月	東北女子実業学校を廃止
昭和 26(1951)年 2 月	三島学園女子短期大学を設立
昭和 26(1951)年 3 月	三島学園女子専門学校を廃止
昭和 29(1954)年 4 月	三島学園女子短期大学に二部（夜間部）を増設
昭和 30(1955)年 4 月	三島学園女子短期大学に専攻科を設置
昭和 33(1958)年 1 月	三島学園女子大学（家政学部家政学科）を設置
昭和 37(1962)年 4 月	三島学園女子短期大学に体育科を新設
昭和 40(1965)年 4 月	三島学園女子大学家政学部に生活理学科及び生活美術

	学科を増設
昭和 49(1974)年 3月 12月	三島学園女子短期大学の体育科を廃止 清水小路より泉市上谷刈（現在仙台市泉区虹の丘）に移転
昭和 51(1976)年 3月	三島学園女子大学家政学部生活理学科を廃止
昭和 52(1977)年 3月	三島学園女子短期大学二部（夜間部）を廃止
昭和 55(1980)年 4月	創立 80周年記念式典を挙行
昭和 61(1986)年 12月	大学・短大新図書館が落成
昭和 62(1987)年 4月	三島学園女子大学に男女共学制を導入、校名を東北生活文化大学と改称
平成 12(2000)年 9月	創立 100周年記念式典を挙行
平成 13(2001)年 4月	三島学園女子短期大学家政科の学科名称を生活文化学科に改称
平成 14(2002) 年 6月	情報処理教育センターを設置
平成 15(2003)年 4月	東北生活文化大学家政学部家政学科に家政学専攻と健康栄養学専攻を設置
平成 16(2004)年 4月	三島学園女子短期大学を男女共学制とし、校名を東北生活文化大学短期大学部と改称
平成 17(2005)年 4月	東北生活文化大学短期大学部生活文化学科に生活学専攻と子ども生活専攻を設置
平成 18(2006)年 4月	子育て・家庭支援センターを開設
平成 19(2007)年 4月	東北生活文化大学家政学部家政学科家政学専攻を服飾文化専攻に改称
平成 20(2008)年 3月 8月	東北生活文化大学は、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定される
平成 24(2012)年 1月	東北生活文化大学創立 50周年記念式典を挙行
平成 25(2013)年 4月	東北生活文化大学短期大学部創立 60周年記念式典を挙行
平成 25(2013)年 4月	東北生活文化大学短期大学部生活文化学科生活学専攻の学生募集を停止し、食物栄養学専攻を設置
平成 26(2014)年 3月	ますみ幼稚園とますみ保育園を東北生活文化大学短期大学部の附属とする
平成 26(2014)年 3月	東北生活文化大学は、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合している」と認定される

2. 本学の現況

- ・大学名：東北生活文化大学
- ・所在地：宮城県仙台市泉区虹の丘1丁目18番地の2
- ・学部の構成

家政学部

家政学科 服飾文化専攻 健康栄養学専攻
生活美術学科

- ・学生数、教員数、職員数

入学定員・収容定員・在籍学生数(平成27年度)

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数				
				1年次	2年次	3年次	4年次	現員
家政学部	家政学科	70	280	53	61	55	53	222
	生活美術学科	40	160	39	25	31	49	144
合計		110	440	92	86	86	102	366

教員数(平成27年度)

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	助手	計
家政学部	家政学科	8	5	5	1	4	23
	生活美術学科	5	0	1	2	0	8
合計		13	5	6	3	4	31

職員数(平成27年度)

学部	事務局	図書館	法人事務局	計
家政学部	8	1	3	12

III. 評価基準ごとの自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己評価

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人三島学園寄附行為には、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、時世の求める理想的な教育を施し、設立者である三島駒治及び三島よしの教育精神を体し、わが国教育の振興改善と人材育成に寄与することを目的とする」(第3条)と記されており、東北生活文化大学の建学の精神は、本学園設立者である三島駒治・よし夫妻の教育精神を堅持して「高い知識と技倅を修め、常に文化創造に寄与する清く、正しく、健全な人間の育成」とされている。この建学の精神に掲げている「文化創造」は、いつの時代でも人間生活にとって重要なテーマであり、大学創立以来 50 年以上を経た今日まで、その意義を失うことなく継承してきている。

本学教育の理念は、この建学の精神を踏まえて、「美しい人間生活の在り方を総合的見地から科学的に考え、解決していくことのできる確かな実践力を備える人材の教育に当る」としており、「実学」と「美術」の教育研究活動を通じて、「文化」を継承し、創造することを掲げている。

世界と日本の社会構造・経済構造が大きく変動し、エネルギー問題と環境問題、そして人口の高齢化と経済格差の拡大などの問題を抱える現代において、有為の人材の育成は変わらない社会的要望である。特に資源が乏しい我が国において、大学入学者が 50% を超える状況を見渡せば、いかに大学教育を通しての人材育成への期待が大きいかを理解しなければならない。このような環境下で、本学教育の理念と使命を体現化して、特色を活かした教育を進めることができ、本学の果たすべき大きな役割である。平成 24 年には、建学時からの理念を深く認識するとともに、現代の社会背景を基にして再検証し、「高い知識と技倅を修め常に文化創造に寄与する清く、正しく、健全な人間の育成を目指す」との建学の精神を、全学的に確認した。また、平成 25 年 4 月には本学教員の教育方針を端的に示すために、次のような 4 点を掲げた。
①本学が伝統的に重視している、きめ細かな少人数教育を通して、自律性を持って行動する知恵と実践力を備えた人間性豊かな人を育成します。
②基幹・教養科目や専攻科目の教育を通して、学生生活と社会生活を豊かにする倫理観・教養力・論理的思考力・コミュニケーション力を育みます。
③多様な実験・実習・演習で構成する実践的教育を通して、生活と文化に関する専門的素養と技能を身につけ、社会で中核的に活動できる人を育成します。
④学生・教職員・地域住民との交流と「暮らしワクワク設計チーム」での活動により、創造性を持って地域社会を豊かにできる人を育成します。

以上のような本学の建学の精神及び基本理念は、「学園要覧」、「大学要覧」、「大学

案内」、「学園紹介ビデオ」、「学生便覧」などの各種出版物や本学のホームページを通して学内外に明示している。また、学内においては入学式、新入生オリエンテーション、初年次教育における授業、新任教職員説明会、新入教職員辞令交付式等の行事や各会合における理事長、学長、学部長の講話によって、大学の成立経緯を含む建学の精神やそれに基づいた大学の基本理念、並びに今日的な意義などが明確に伝わるように、直接的な伝達が行われている。

表 1-1-1 に、建学の精神・基本理念を踏まえた本学の使命・目的及び各学科・専攻の教育目標の概要を示した。これらの使命と目的は建学の精神の再確認をもとに、平成 24 年に将来構想検討委員会で検討・作成し、教授会で決定したものである。本学の使命・目的は、本学学則第 1 条に「我が国の生活文化の向上を図る」ことを掲げており、それに基づき家政学分野の「実践教育」と美術教育による「生活と美の融合」を目指すことが教育目標となっている。

平成 23 年度より本学教育の使命・目的の再確認作業と並行して、本学教育研究の特色的明確化を図ってきた。各種委員会及び教授会での検討を経て、本学は、暮らしをデザインする力を培うために実践的な知識・スキルを学ぶ大学、そして学生と教職員が力を合わせて地域生活の向上を目指した活動を作り出し発信する大学として、特色を明確化して諸活動を行うことを決定した。すなわち、本学教育の特色は端的に表現すると、「地域の暮らしをデザインする力を育む大学」と教職員間で確認した。

この教育特色を各種手法を用いて内外に広報し、学内でも認識を深めて共有するとともに、その活動の一環として「ワクワク 100 ぷろじぇくと」を学生及び教職員が一体となって進めている。

表 1-1-1 大学の使命・目的

使命・目的	大 学	三島学園建学の精神に基づいて、我が国の生活文化の向上を図るために、学術の中心として、幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とし、使命とする。
	家政学部	広く教養を培い、生活文化形成の要素としての家政学と生活美術について、実際の生活様式という視野から深く学習し、その向上を目指して探求することを教学の指針とする。
	家政学科	本学の伝統的な家政学の修学を基本とし、その科学的追求と実験、実習を通して、生活科学への探求心を備えた人材を育成することを目的とする。
	服飾文化専攻	服飾と生活に関して科学と文化の両面から追求し、服飾産業の発展と生活文化の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。
	健康栄養学専攻	栄養士と管理栄養士の養成を目的とした教育課程により、医療、福祉、保健分野等において、食生活の面から健康を守る人材を育成することを目的とする。
	生活美術学科	生活と美の融合を追求し、専門教育を通して独創性豊かな創造者と指導者を育成することを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

現代における建学の精神と本学の使命・目的の再確認を平成 23~24 年度に行い、建学の精神は「高い知識と技倅を修め、常に文化創造に寄与する清く、正しく、健全な人間の育成」とし、使命と目的は本学は「三島学園建学の精神に基づいて、我が国の生活文化の向上を図るため、学術の中心として、幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とし、使命とする」ことが全学的に決定され、共有された。

(2) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

前述のように平成 23 年度より本学教育の使命・目的の再確認作業を行って、現代社会に適合するように文章化してきた。さらに、本学教育研究の特色の明確化を図り、本学は、暮らしをデザインする力を培うために実践的な知識・スキルを学ぶ大学、そして学生と教職員が力を合わせて地域生活の向上を目指した活動を作り出し発信する大学として発展させる方向を確認している。すなわち本学教育の特色は端的に表現すると、「地域の暮らしをデザインする力を育む大学」であると教職員間で確認した。

今後、本学の特色を具現化するように教育課程を隨時検証し、適切な改善作業を積み重ねていく。これらの体制により基礎教養と専門的知識とスキルを備え、我が国の生活文化の向上に貢献できる人材を育成する方向を進めていく。また、本学の目的・使命などの学外への発信・公表について学外での活動や活動の広報などを通じて、社会に周知されるような工夫を進める。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己評価

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、歴史的な経緯を踏まえ、平成 24 年に、建学時からの理念を深く認識するとともに、現代の社会背景を考慮した表現を取り入れ、「高い知識と技倅を修め、常に文化創造に寄与する清く、正しく、健全な人間の育成」を目指すとの建学の精神を、全学的に確認した。また、使命と目的は、本学は「三島学園建学の精神に基づいて、我が国の生活文化の向上を図るため、学術の中心として、幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とし、使命とする」と決定し、明示した。さらに、具体的に「地域の暮らしをデザインする力を育む大学」として大学活動を進めるこ

とを全学的に共有し、本学の特色を前面に押し出した活動を展開しつつある。

これらは、将来構想検討委員会、教務委員会、地域連携委員会等で約2年にわたった検討・協議を経て、教授会で決定されており、その経緯及び手法そして趣旨ともに適切性がある。また、学生への周知では入学当初の各種集会や授業などでの解説、そしてクラス担任との面談等を通して行っている。

1-2-② 法令への適合

学校教育法では、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」(第83条)と謳われており、本学の使命・目的はこの学校教育法の趣旨に合致し、また、教育基本法そして大学設置基準にも沿うものである。

1-2-③ 変化への対応

大学の使命は、いつの時代も将来を委託するに足る有為の人材を育成することにある。また、多数の国立、公立及び私立大学が存在する時代においては、大学の使命を明確化することは必須である。本学は開設時より実学教育を主体として、生活文化の向上を実践できる人材、地域文化の発展に尽力できる人材の育成を目指してきた。

建学の精神や教育の基本理念、使命・目的は基本的に長期的視野に立つものであるが、これを踏まえた教育指針は時代の趨勢にどのように対応したかという評価が常に存在する。本学においても、設立当時の教育精神である「東北文化の向上・発展に寄与する」ことは現在でも教育理念として継承しているが、その教育目標は社会の状況変化に対応して少しずつ変化してきた。現在の大学教育という観点からすれば、国際化、高度情報化、少子高齢化などの状況変化に対応する21世紀型の大学像が描かれ、その結果、より高度な、より学際的な教育内容の検討が必要になるであろう。このような観点を踏まえながら、平成23年度より建学の精神について、その基本精神を保持しながらも、現代の社会状況で活かされるようにすべく再検証し、これを確定した。また、本学の使命と目的についても再確認された建学の精神の下で、平成24年に将来構想検討委員会で、検討・作成し、教授会で決定した。その使命・目的として、学則第1条に「我が国の生活文化の向上」を図ることを掲げている。さらに、使命・目的を基にしてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを作成している。

国際的コミュニケーション能力のある人材の育成が強く要望されている昨今でもあるが、本学は地域社会への貢献を中心とした教育を進めており、Center of Communityの重要性が中央教育審議会で提言されているように、地域活性化も今日的な重要な課題と捉えている。本学はこのような社会的要請に応えるための教育を行っているが、さらに「ワクワク100ぶろじえくと」などの地域連携活動を活性化して対応していく。

(2) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

大学における教育・研究・社会貢献活動は大学の建学の精神に基づいて、大学の使命・目的を遂行するように運営されなければならない。建学の精神は長い年月にわたって継承されるべきものであるが、使命と目的は時代の社会状況の影響を拒否することはできない。

これまでも本学はファッション産業の興隆、食に対する消費者の意識向上などの社会状況の変遷に、部分的にではあるが呼応しながら本学の使命を重視しつつ、教育・研究を行ってきた。中学校、高等学校での美術教育の振興が望まれている現状や、東北地域（特に宮城県）における美術教育の充実などを考慮した大学改革も検討されている。

そのためには本学教育の使命と目的を明示して周知するとともに、社会の要請するところを客観的に受け入れることも重要となる。もとより、短期的には本学の使命・目的を社会に明確に発信し、「地域の暮らしをデザインする力を育む大学」として、活動を展開することが重要な課題となる。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己評価

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

三島学園の長い歴史の中で、“励み、謹み、慈み”の校訓は脈々と受け継がれ、学生・卒業生・教職員・役員に浸透している。また、学則第1条に掲げた本学の使命・目的の策定に当たっては、従前の使命・目的に謳われたコンセプトと内容に準拠しながらも、現代の社会状況にも適合できる表現にしたものであり、学内諸委員会及び教授会等で約1年をかけて討議し、決定したものである。教授会の議題及び内容は教授会構成員のみならず、助手、副手、事務職員にも随時周知されており、したがって本学の使命・目的についても全学の教職員の理解と協力のもとに承認決定されたものであり、全教職員の支持を得たものである。

教授会には理事会役員のうち、法人事務局長、常務理事、学長、学部長が構成員として出席しており、教授会の審議内容は随時これらの役員を通して理事会等に周知されている。また、大学の運営状況は学内理事会及び理事会等へ報告している。本学の使命・目的の再確認においても理事会に付議し、役員の意見も聴取し、承認された。

1-3-② 学内外への周知

大学の使命・目的の周知方法については、表1-3-1に取りまとめて示した。本学のホームページにおいて、広く学内外に周知している他、「学園報」、「学園要覧」、「大学要覧」、「大学案内」などの印刷物にも記載し、各関係者・機関に配布している。

建学の精神などを周知させる対象としては、学内（学生、教職員）、学外に分けられるが、その方法については、学内では「学生便覧」やホームページでの公開、各種出版物と各会合・行事における「口頭による説明や講話」が用いられており、概ね一般的な周知方法を

利用していることは適切であると言える。また、平成 10 年の本学園創立 100 周年を機に建学の精神や校訓を盛り込んだビデオを作成し、学内外で紹介したことなどは、学内外への公表の一形態である。

しかし、これらの周知方法では一方的な伝達に留まり、建学の精神や大学の基本理念の意義について、必ずしも十分な理解が行き渡っているとは言えない状況が散見された。そこで、平成 24 年に建学の精神、本学の基本理念と使命、教育方針、教職員の使命などを記述した「教職員リーフレット」を作成し、教職員の諸活動における必携のリーフレットと位置付け、本学の使命・目的を再確認する場面でも活用するように図っている。また、新規採用教職員には初任者研修会を開催して、大学の建学の精神と使命の周知を確実にするよう努めている。。

表 1-3-1 大学の使命・目的の周知方法

対象	手段	方法	
		口頭	印刷・Web
学内外へ	Web 上で公開		ホームページ
	学園紹介ビデオ		創立百周年記念ビデオ
	出版物		学園報、学園要覧 大学要覧、大学案内 教職員リーフレット
学生へ	入学式	理事長・学長式辞	
	オリエンテーションキャンプ	学部長講話	
	スタディスキルズ授業	学長講話	
	印刷物		学生便覧
	卒業式	理事長・学長式辞	
教職員へ	新入教職員辞令交付式	理事長式辞	
	新任教職員説明会	学長講話	
	非常勤講師説明会	学長講話	
	教職員年頭の挨拶	理事長式辞	
	出版物		学園報、学園要覧 大学要覧、大学案内

学生に対しては、入学式、オリエンテーション時の講話、「スタディスキルズ」の授業、卒業式などを通じて口頭で説明し、「学生便覧」などの印刷物にも記載して配布しているが、十分周知されているかについては検証が必要である。入学前の時期には、本学のホームページや「大学案内」などを見る機会が比較的多くあると考えられるが、在学生にとっては、入学式や入学直後のオリエンテーション以外には大学の使命・目的などを再認識するような機会が多いとは言えなかった。平成 24 年度からは 1 年生に対する「スタディスキルズ」の授業の中で大学の使命・目的を伝える講義を始めたが、その効果についての明確な評価は現在なされていない。学業を進めながらも、このような重要な事項に触れる機会を増やし、教育の目的・目標がどこにあるかを意識できるよう、周知方法を改善する。

学園創立記念式典等の節目に発行された出版物「三島学園創立五十年史」、「三島学園

創立六十年史」及び「三島学園 80 年史」には、建学の精神と教育理念や教育目的等への理解を深める記述が多く盛り込まれており、本学の使命・目的の学外者への周知・浸透を図る上では有効である。一方、各部署で作る各種の印刷物による広報については、年度ごとに既存の内容を更新するのが通例となっているのみで、大学全体の趣旨を体した内容になっているのか、統括的な構成になっているのかの点で、再考の余地がある。

本学の建学の精神・使命・目的の学内・学外への周知については、広報課を中心とした広報活動の活性化、周知手法の多様化などを通して、大きく改善されていると判断している。一方、学外への周知についてはホームページや「大学案内」などの冊子が主体であり、より積極的な改善を進めていく必要がある。現在まで、フェイスブックなどの SNS の活用、オープンキャンパス時における高校生・保護者への広報などを進めているが、今後は「ワクワク 100 ぶろじえくと」の活動、各種の作品展示会、高校生との共同活動（ファッションカレッジやデッサンセミナー等）、地域小・中・高校生対象の催事などでの広報を検討し、進めていく。地域と連携した教育研究活動の公開や教員の研究成果の公表を積極的に行なうことは、間接的に本学の使命・目的等を学外に周知させることに繋がると考えられ、この点について更なる努力が必要である。

1—3—③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学の使命・目的の再構成・再確認は平成 24 年 12 月の教授会で決定され、これを基に、平成 24 年度にはこれまでのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの再検討を行った。これらの方針は本学の使命を遂行する上での具体的な目標になる観点で重要視され、約 1 年にわたって検討を進めた結果、平成 25 年 3 月にこれらの 3 つの方針が新たに決定された。このように、本学の使命・目的及び教育目的がディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに色濃く反映されており、今後はさらに教育課程や教育方法の改善にも反映させる。

本学の短中期的将来構想は将来構想検討委員会で検討され、長期的将来構想については学長の諮問を受け設置した TSB ビジョン懇談会で検討された。いずれにおいても本学の使命・目的を常に念頭に置き、将来的にも本学の使命が遂行される方向で検討が進められている。

1—3—④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

平成 23 年度初頭より、本学の運営体制を刷新した。学長の下に運営会議を設け、その執行組織として 8 つの室（総務、将来構想、評価、広報入試、学務、学生支援の各室と図書館及び保健センター）を設置して、より効率的な運営に変革した。これらは従前からの本学の使命・目的をより明確に、そして弾力的に執行するための組織改革である。

本学の学部や学科は、学園の経営方針や教育理念、高校生の志望状況、そして本学の施設的・人的資源を総合的に判断して歴史的に構成してきたものである。また、本学の使命・目的と教育目的は、本学の資源を有効活用しながら、社会から要請される教育に応えられるよう設定したものである。将来的にそして長期的に、社会からの人材養成への要望や高校生の志望などを基にした大学改革及び学部・学科の拡充・再構成などに取り組まなければならない。

(2) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人三島学園及び東北生活文化大学は小規模法人・大学であるが、組織として十分な管理執行体制が取られており、また学園と大学間の意思疎通は柔軟に行われている。すなわち学園理事会には学長、学部長が出席して大学側の意見が提案されており、教授会には事務局長及び常務理事が出席して学園からの意見も反映されている。このような環境下で本学の使命・目的及び教育目的は役員そして教職員に理解され支持されている状況である。一方では、教職員の理解には若干の温度差があり、教職員への理解浸透をさらに進めていく。そのためには各種委員会等での説明や FD・SD 活動などを有効に活用する方向を構想している。また、毎年度「大学要覧」を発行しており、この中に記述される大学の使命・目的について、役員や教職員への周知がさらに深まるものと期待できる。

周知方法の改善方向として、従来、広報委員会を中心にして、その改善方策について課題を整理し、具体化する検討を行っていくのが基本的取り組みであった。しかし、これまでの周知方法では建学の精神や大学の基本理念の意義について、学内外で必ずしも十分な理解が行き渡っているとは言えない状況が散見された。そこで学内外への周知対策としては、今後はホームページの活用がますます有効になってくる。ホームページなどを含めた広報活動を充実化するために、平成 23 年度に広報・学生募集委員会を設置し、事務組織として平成 24 年度には学園総務部に広報課を設置した。このような体制で、建学の精神や理念についてのより有効な周知を段階的に行っていく。

在学生に対して大学の使命・目的への認識を深めるための改善方策としては、入学時のオリエンテーションや「スタディスキルズ」の授業での講話内容をより充実したものにすると共に、学生が集まる機会を利用し、教員からの講話や学生同士の話し合いを通じ、「大学の使命・目的」についても理解を深める機会とするのが適切である。また、学生が建学の精神や理念についてより理解を深めるためには、学生が参加して議論できる場を設ける必要があり、例えば新入生オリエンテーションにおける「小ブロックミーティング」などを有効に活用するようにする。

学外への広報に関しては、ホームページ以外にも、オープンキャンパスに来学する高校生及び保護者への情報発信が有効である。その一環として、オープンキャンパス開催時に保護者説明会を設け、建学の精神や教育方針などの説明を試みている。。

前述のように、平成 25 年 3 月に、本学の使命・目的及び教育目的を基にしてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを確定した。3 つのポリシーは整合性のある趣旨で決定されているものと考えているが、大学をめぐる状況の変化を踏まえて将来修正をしていく予定である。一方、設定した使命・目的をより明確に遂行する観点が今後は重要であり、教育及び研究、社会貢献の現況の把握を図って、随時の改善に結びつけていく。その一環として、各種委員会活動の PDCA サイクルの実施を通して大学運営を進める。

[基準 1 の自己評価]

本学の使命・目的・教育目的、3 つのポリシーの決定に当っては、教授会、各学科の学
科会議そして学内理事会、理事会でも検討・審議されたものであり、すべての役員と教職
員が共有する形で作成されたものである。

建学の精神及び大学の使命・目的については、入学式、その後のオリエンテーションや
「学生便覧」、そして「スタディスキルズ」の授業等を通じて学生へ周知している。教職
員へは各種説明会や各行事等における講話や各種印刷物を通じて示している。また、建学
の精神、本学の基本理念と使命、教育方針、教職員の使命などを記述した「教職員リー
フレット」（平成 24 年度作成、平成 26 年度改訂）は教職員の諸活動のためのリーフレッ
トとして活用されており、教職員への周知という点で一定の効果があったものと判断して
いる。

学外への周知対策として、今後はホームページの活用やマスメディア、そして SNS など
がますます有効になってくる。ホームページなどを含めた広報活動を充実させるために、
前述のように広報・学生募集委員会を設置し、事務組織として学園総務部に広報課を設置
した。このような体制で、建学の精神や理念についての、より有効な周知広報を段階的に
行っているのは一定の前進と捉えている。

今後の課題は、学生や社会に向けた広範囲な対象へ、より分かりやすく、より有効な方法
で公表するような方策を工夫することにある。

三島学園は、一世紀以上にわたって仙台市を地盤として教育研究に携わってきた歴史と
伝統があり、建学の精神や教育の基本理念を踏まえつつ、社会の状況変化に対応した教育
目標を明確にし、教育・研究・社会貢献活動を遂行することが求められている。

この視点で、平成 23 年度より本学教育の使命・目的の再確認作業と並行して、教育研究
の特色の明確化を図ってきた。各委員会及び教授会での検討・審議を経て、本学教育の
特色は「地域の暮らしをデザインする力を育む大学」と教職員で確認・共有している。今
後は、建学の精神と本学の特色を十分に発揮させながら、地域の文化向上に資する人材を
育成するための教育を展開していく構想を策定することを進めていく。

本学は「我が国の生活文化の向上」のために、生活と美の融合を目指しながら実学的な
少人数教育を行うとの方針で大学運営を進めている。このような方針の下での将来の方向
の一つとして、生活学・食科学・芸術を融合できるような教育研究分野の開拓の可能性に
ついて検討を進めなければならない。そのためには、本学の使命を理解したうえで、社会的
的状況、高校生の志望動向、就職(求人)状況、魅力ある教育課程の構築などについて精査
・整理し、将来構想検討委員会を中心にして今後の改組・改革等の検討を積極的に進める
こととしている。

また、本学の使命の一つである「地域文化の発展」には学生の学部教育のみならず、い
ままでに蓄積した教育・研究成果を積極的に公開し、地域での活動をより一層推進してい
くことが必要である。また、生涯学習社会に対応すべく社会人教育、生涯学習を重視する
方向についても検討していく。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受け入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受け入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 2-1 の自己評価

2-1-① 入学者受け入れの方針の明確化と周知

本学では、教育における3つの方針であるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが、平成25年2月に将来構想検討委員会で、同年3月に教授会で、それぞれ決定された。そして、本学の教育の特色を「地域の暮らしをデザインする力を育む」と定め、実践力を備え社会貢献ができる人材育成のための教育課程を踏まえて、表2-1-1に示す通りアドミッション・ポリシーを明確化している。

アドミッション・ポリシーは、「入学試験要項」、大学ホームページ、大学ポートレート上に明記して、広く周知している。また、アドミッション・ポリシーに基づいて、「入試ガイド」を作成し、入試種類別の志願者・受験者・合格者・入学者などの入試データを公表している。「入学試験要項」や「入試ガイド」は、入試説明のための高校訪問や高等学校教員を対象とした入試説明会、オープンキャンパスでも配布し、入学者受け入れの方針について説明している。加えて、広報課の広報活動を通して周知を図っている。

表2-1-1 本学のアドミッション・ポリシー

<p>本学は生活と文化に関する実学教育によって、地域の担い手として社会に貢献する実践力ある人材を育成することを使命としており、本学の教育理念に共感し、地域社会の発展のために自らの力で考えて実践する意欲を持った人を求めます。</p>	
家政学科	<p>家政学科は、生活を科学的に捉え、家政学の専門的な知識を身につけ、生活に関するエキスパートとして社会に貢献できる人材を養成することを目的とします。</p>
服飾文化専攻	<p>服飾文化専攻は、カリキュラムに専門性の高い実験、実習、研修を取り入れ、アパレル、ファッショントラベル、ファッショントラベルと連動した教育を通して、ファッショントラベル分野の様々な業種で幅広く活躍できる人材を養成することを目的とします。</p> <p>このため、次のような人を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服飾関係に強い関心をもち、将来、ファッショントラベルの諸分野で活躍することを望む人 ・生活文化やライフスタイルに興味があり、家政学を基礎から体系的に学びたい人 ・衣料管理士や中学校・高等学校の家庭科教諭、学芸員などになるために必要な資格免許の取得をめざす人
健康栄養学専攻	<p>健康栄養学専攻は、家政学の科学的考察と実践教育を通して、現代社会において食生活の面から人の健康的な生活を支援する高度な専門職と生活科学への探求心を備えた人材を養成することを目的とします。</p> <p>このため、次のような人を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食」の分野に興味があり、将来は専門性を活かし地域社会に貢献しようとする意欲を持っている人 ・将来は、医療、教育、福祉の分野で仕事をするため「管理栄養士」の国家資格取得をめざす人 ・「食」のエキスパートとして、幅広く高度な専門性を活かし、食品関係の分野で活躍したい人 ・栄養教諭をめざす人
生活美術学科	<p>生活美術学科は、生活と美の融合を追求し、「広く、深く」高度な専門教育課程を通して、幅広い技術と教養に加え、人格的にも優れた教育者、美術家、デザイナー、クリエイティブマン等、造形芸術分野において社会に貢献できる人材を養成することを目的とします。</p> <p>このため、次のような人を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モノづくりに強い関心を持っている人 ・独創性豊かな創造者または指導者をめざす人 ・幅広い専門分野の技術および知識の習得と実践に積極的に取り組む意欲のある人 ・美術・造形展等において実績を有する人

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学者受入れの方針に沿って多様な学生を受け入れるために、本学では以下に示す 6 種類の入学試験を実施している。

これらの入学試験によって、個々の得意な教科・科目を活かすことができること、将来のビジョンを明確に持ちそれをアピールすること、創造的な制作活動等への興味関心を示すこと、本学で学びたい強い意欲をもっていること等に対応して、受験生が各自にふさわしい入学試験を選択できる体制にある。

【一般入試】

基礎的な学力を問う学科試験と調査書を基本にして合否の判定を行っており、A 日程、B 日程、C 日程を設定している。B 日程と C 日程の入試においては面接も実施し、人物や学習意欲も評価している。生活美術学科では、学科試験に加えて、イメージ表現あるいはデッサンの実技試験を課し、志願者の得意分野を活かして受験できる体制を整えている。

【推薦入試】

一般学校推薦入試と指定校学校推薦入試があり、いずれも本学専願である。一般学校推薦入試は公募制であり、指定校学校推薦は本学が指定した学校の校長の推薦によって出願するものである。推薦入試では調査書と面接に加えて、家政学科では小論文、生活美術学科では作品提出を課し、総合的に合否の判定を行っている。

【センター試験利用入試】

大学入試センター試験を受験し、その成績と調査書を基本にして合否の判定を行っている。B 日程の入試では面接も実施し、人物や学習意欲も評価している。また、生活美術学科では、大学独自の試験として、A 日程の入試においてイメージ表現あるいはデッサンの実技試験も課している。

【AO 入試】

家政学科服飾文化専攻と生活美術学科において実施している。服飾文化専攻では服飾や家政学に関する探究心と本学で学ぶ意欲を重視し、生活美術学科では美術に関する探究心と本学で学ぶ意欲を重視する。AO 入試では小レポートと調査書によって合否の判定を行っている。

【セミナー入試】

生活美術学科において実施している。生活美術学科が行う「夏期高校生のためのデッサンセミナー」を受講し、必要条件を満たし修了証を受けた者が出願できる入試である。セミナー入試では、デッサンセミナーの授業評価と小レポート、調査書によって合否の判定を行っている。

【美術科教員推薦入試】

生活美術学科において実施している。高等学校で美術の指導をしている教員の推薦によって出願するものである。美術科教員推薦入試では調査書と面接、持参作品によって合否の判定を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去 5 年間の入学者数と学生数、定員充足率を表 2-1-2 に示す。服飾文化専攻の入学定員が平成 27 年度から 28 名に変更になったのは、平成 27 年度から健康栄養学専攻に 3

年次編入学定員を2名設定したことによる。

大学全体の定員充足率は83%から91%であり、定員を充足しない状態が続いている。定員充足率は年とともに低下している。特に、服飾文化専攻の定員充足率は49%から61%と低く、定員を確保することが困難な状況が続いている。生活美術学科においても、平成27年度の定員充足率は89%まで低下しており、定員確保の困難さが増している。一方、健康栄養学専攻の定員充足率は103%から108%であり、適切な受入れ数を維持している。

表2-1-2 入学定員、入学者数等の推移

年度	学科・専攻		入学定員	入学者数	収容定員	学生数	定員充足率
平成24	家政学科	服飾文化専攻	30	17	120	70	58%
		健康栄養学専攻	40	38	160	164	103%
	生活美術学科		40	49	160	165	103%
	計		110	104	440	399	91%
平成25	家政学科	服飾文化専攻	30	16	120	73	61%
		健康栄養学専攻	40	41	160	170	106%
	生活美術学科		40	34	160	156	98%
	計		110	91	440	399	91%
平成26	家政学科	服飾文化専攻	30	16	120	60	50%
		健康栄養学専攻	40	46	160	172	108%
	生活美術学科		40	23	160	140	88%
	計		110	85	440	372	85%
平成27	家政学科	服飾文化専攻	28	13	118	58	49%
		健康栄養学専攻	40	40	160	165	103%
	生活美術学科		40	38	160	143	89%
	計		108	91	440	366	83%

(2) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

本学のアドミッション・ポリシーは確立・明確化されており、また適切に周知されていると判断している。今後はさらに社会、受験生及び保護者への周知を強化するために、ホームページや大学ポートレート、SNSを活用した広報活動を展開していく。

家政学科の服飾文化専攻においては、平成25年度よりカリキュラムの変更を行い、時代の流れを取り入れた教育内容に変更した。今後もカリキュラムの改革を進め、高校生や社会のニーズに応じた教育内容に改善する。また、服飾文化専攻は、東北地方で唯一、衣料管理士資格を取得できる教育機関であり、被服教育の専門性は秀でている。これらのこと踏まえて、本専攻の特色を広く周知する活動を強化し、適切な受入数を確保することに努める。

生活美術学科では、セミナー入試と美術科教員推薦入試という学科独自の入試を導入し

て、多様な受験生を受け入れることに努めている。また、将来構想検討委員会において、生活美術学科の改組と新棟の建設が検討されており、平成 30 年度より教育内容や教育環境が大きく改善される予定である。

大学全体に関わることとして、高大連携の強化が進められている。特に、東北生活文化大学高等学校との連携は、高校に平成 29 年度に開設される「未来創造コース」の授業への大学教員の参加などで、これまで以上に連携が深まる。

学外での入学試験については、現在、一般入試（A 日程）において盛岡市で入試を行っているが、入試会場を増やすことを検討する。

学生募集活動の大きな柱である高校訪問とオープンキャンパスは、これまでの実績を踏まえて、民間企業の協力を得ながら、各学科、専攻の特色を前面に打ち出したより効果的なものに改善する。

広報活動については、広報・学生募集委員会と広報課、民間企業が連携して、テレビ CM を含めたクロスメディアによる広報を実施する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己評価

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学における学部・学科・専攻の教育目的を踏まえた教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）は、表 2-2-1 のとおりである。このカリキュラム・ポリシーは年度初めに発行される「学生便覧」や「大学要覧」に掲載し、さらに本学ホームページで公開、明示している。

表 2-2-1 本学のカリキュラム・ポリシー

学部・学科・専攻	カリキュラム・ポリシー
家政学部	<p>生活と文化に深く根ざした学びを通して、豊かな人間力と実践力を備え、地域文化の向上と地域社会の発展に貢献する人材を育成するため、幅広い教養を身につけるとともに、高度な専門分野の知識を修得させることを目指し、次のような方針で教育課程を編成し、実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建学の精神である「高い知識と技倅を修め」に基づいてカリキュラムを編成し、特に実験・実習・実技を多く取り入れ、少人数教育により知識と技能の習得に努めます。 ・教育課程は、基本的に広い視野から総合的に洞察する目を養う「学部共通教養科目・基幹科目」と体系的・順次的に専門知識を修得するための学科・専攻別の「専攻科目」で構成します。 ・卒業要件科目のほかに、免許・資格取得や専門分野で多様な学修を確保するために、各学科・専攻に多様な関連科目群を設けます。 ・本学は、多視的な知識や技能を得られるように、他学科の専門科目である専攻科目の一部を選択して履修することができる他学科聽講制度を実施します。 ・4年間の学業の集大成として、3年次の後期から4年次にかけて少人数指導による課題研究や卒業論文、卒業制作の学習を通して、コミュニケーション力や応用力、表現力など総合的判断能力を養います。 ・大学における学習や生活にスムーズに導けるように初年次教育としてスタディスキルズ科目・ライフデザイン科目を設け、また就職支援のためのインターンシップ等のキャリア形成科目群を設定します。
家政学科 服飾文化専攻	<p>家政学を基礎から体系的に学び、服飾文化に関する高度な専門知識を修得すると同時に、衣料管理士資格を取得することを基本目標として、多様な実験・実習を通して、ファッション業界での商品企画・製造・販売などに力を発揮できる人材育成をめざした教育課程を編成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年次は、大学での学びの基本が家政学であることを理解し、「生活文化分野」、「被服企画・造形分野」、「被服材料・加工・整理分野」の基礎的な知識を修得します。また、取得できる免許・資格についても、計画的に準備します。 ・2年次は、実験や研修を通して「被服材料・加工・整理分野」の理解を深めるとともに、「服飾文化分野」、「流通・消費・情報分野」の基礎的な知識を修得します。さらに研修旅行を実施し、日本におけるファッション産業について、多角的に知識を修得します。 ・3年次は、「服飾文化分野」、「流通・消費・情報分野」の実践的な応用力を深め、後期には、課題研究Ⅰにおいて各自の分野の研究のために情報収集をし、計画立案し実行する能力を養います。 ・4年次は、専門分野のまとめとして課題研究Ⅱに取り組み、応用力、プレゼンテーション能力を養います。また、免許・資格に対応したセミナー・講義等により、その取得をめざします。
家政学科 健康栄養学専攻	<p>国家資格である高度専門職の管理栄養士の養成を主な目標とし、さらに栄養教諭としても活躍できる人材の育成をめざした教育課程を編成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年次は、専門領域の基礎となる化学の授業と教養科目に力点を置いて学習します。 ・2年次は、管理栄養士養成の専門基礎科目を主に学習して管理栄養士に必要な知識・技術を身につけています。 ・3年次は、専門科目の講義・実験・実習に加え、学外での臨地実習、研究室に配属されての課題研究および管理栄養士国家試験対策を行います。 ・4年次は、より実践的な学修として、学外での臨地実習や課題研究に集中的に取り組みます。さらに、国家試験対策としてセミナー・模擬試験で学力向上を図ります。
生活美術学科	<p>生活と美の融合の融合をめざし、「広く、深く」高度な専門的技能を修得できるように4つのコース（アートな職人コース、アートインストラクターコース、アーティストコース、デザイナーコース）を設置し、一人一人の能力、表現力、個性を最大限に引き出すための教育課程を編成します。また、就職や大学院への進学など卒業後の進路についても、1年次からキャリア形成教育を導入し、目標実現に対する意識向上を図る教育を実践します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年次は、大学生として必要な「学部共通教養科目」と「基幹科目」に加え、「絵画基礎」、「彫刻基礎」、「工芸基礎」、「デザイン基礎」等の履修を通じ、各専門分野における基本的な技法や制作理論の知識を修得します。また、取得できる免許・資格についても、計画的に準備します。 ・2年次は、「絵画」、「彫刻」、「工芸」、「デザイン」、「美術理論」、「生活美術関連科目」、「美術教育関連科目」等から複数履修し、学びたい分野の技法・知識を深め、コース選択に備えます。 ・3年次は、各自が選択した4つの専門コースに分かれ、それぞれの専門分野において一層の研さんを積み、後期には卒業研究・制作へむけての準備を開始します。また、就職活動に対応した「キャリア形成科目」も履修します。 ・4年次は、表現力をさらに磨き、4年間の集大成となる卒業研究・制作に取り組み、展示・研究発表を行ないます。また、免許・資格に対応したセミナー・講義等により、その取得をめざします。

本学の学部・学科・専攻の教育課程は、本学の使命・目的に基づき、生活と文化に密着した家政学を中心とした教育の展開、それから派生した各専門領域の教育研究の推進と社会貢献の目標により編成されたものである。特に近年は「地域の暮らしをデザインする力を育む大学」としてその方針を明示し、生活文化の向上と社会貢献を目標に、家政学科服飾文化専攻、健康栄養学専攻、生活美術学科のカリキュラム・ポリシーを明確にしている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

教育課程は、ディプロマ・ポリシーを念頭におき、大学設置基準第19条及び第20条に基づき、カリキュラム・ポリシーを基にして体系的に編成されている。

各学科・専攻の教育課程は、①学部共通教養科目、②家政学部基幹科目及び③専攻科目で構成される。

①学部共通教養科目には「幅広い教養、豊かな人間性の涵養」の基礎を形成するため、全学部学生を受講対象として「人間と自然科学」、「人間と社会」、「人間と文化」、「言語とコミュニケーション」、「健康とスポーツ」、「キャリア形成」の各科目群を設けている。「キャリア形成」科目群に開講される「スタディスキルズ」は学部共通の導入科目と位置づけられ、大学で学ぶことの意義、学習方法、学習ポートフォリオ作成などの指導に加え、入学前教育とリンクした基礎学力充実を図る学習指導を実施している。また、生涯におけるキャリア形成能力の養成と就職支援のためのライフデザインでは自身の学生生活をデザインすることから始め、将来設計を描く上で必要な社会人として求められる基礎力を育成する。さらに「キャリア開発Ⅰ～Ⅳ」、「キャリアサポートⅠ・Ⅱ」により各学科の教育目標に合わせたキャリア形成支援を実施している。

②家政学部基幹科目は、家政学の体系と根幹を学習するための科目群で、特にその中の「家政学原論」は学部全体で必修科目としている。

③専攻科目は専門領域の知識・技術を深めるために設けられた科目群で、各学科・専攻ごとにそれぞれの特色を活かした科目を設定し、専門的知識と技術の修得、応用能力の開発に当っている。

これらの教育課程はカリキュラム・マップ及びナンバリングにより、課程の全体像と各科目の教育課程全体の中での位置づけが分かるようになっている。

さらに新入生に対しては入学前教育、新入生ガイダンス、オリエンテーションキャンプを実施している。入学前教育は基礎学力の補強を目的として、平成27年度までは英語・国語・数学の3教科について入学前に教材を配布して課題を与えていた。すべての入学生を対象に行っており、特にAO入試・推薦入試による早期合格者に対しては、入学までの学習意欲の維持も意図している。平成28年度からはe-learning教材による5教科の課題学習を行い、より学習効率を高めるようにする。

また、新入生は全員、入学3日目に一泊二日のオリエンテーションキャンプに参加する。この企画は上級生のオリエンテーションキャンプ・ヘルパーが中心となり、教職員も参加して実施するもので、内容として講話、学科別ミーティング、クラス担任ミーティング、ヘルパーによる小ブロックミーティング、懇親会、施設見学等で構成されている。クラス担任による学修指導、ヘルパーによる学生生活の支援に加え、新入生同士や上級生との交流の機会として効果的に機能している。

卒業後に社会に出て活躍する上で役立つ「資格・免許取得」への学生の期待は大きなものがある。表 2-2-2 に、資格・免許取得教育の概要を示した。本学で取得できる免許・資格は「取得資格」、「受験資格」、「目標資格」の 3 つに大別される。

表 2-2-2 資格取得教育の概要

学科・専攻	資格・免許	取得資格 所定の単位数を修得することで卒業と同時に取得できる資格				受験資格	目標資格 取得することを奨励している資格										
		教員免許					学芸員	衣料管理士	栄養士	管理栄養士	繊維製品品質管理士	消費者力検定	能力検定	ファッショングーディネート色彩	パーソナルカラーチェック	インテリアコーディネーター	
		家庭	栄養教諭	美術・工芸	小学校教諭*												
服飾文化専攻	●			●	●	●					○	○	○	○			
健康栄養学専攻		●							●	●							
生活美術学科			●	●	●										●		

● : 「課程科目」を設置、○ : 「特別講座」を設置

* : 明星大学通信教育部との教育業務提携による

専門課程教育の集大成として課題研究や卒業制作を実施し、その成果は家政学科においては学内の会場での課題研究発表会・課題研究展として公開され、生活美術学科では学外の会場での卒業制作展として在学生、教職員のみならず学外者にも公開されている。

加えて併設の短期大学部や学都仙台単位互換ネットワークの提供科目や学内他学科の科目を履修することができ、それらの修得単位は限定して卒業要件単位としている。

これらの科目の履修については、学修成果を高めるよう、履修可能な単位数の上限を定め、「学生便覧」に明記している。学科・専攻別の授業科目の年次配当及び履修可能な単位数の上限を表 2-2-3 に示した。

表 2-2-3 大学の学科・専攻別の授業科目の年次配当（開設単位数）及び履修登録単位数上限

学科 ・ 専攻	年次	学部共通 教養科目		計	家政学部 基幹科目		計	専攻科目		計	合 計			修得 単位 上限
		必修	選択		必修	選択		必修	選択		必修	選択	計	
服飾文化	1年	7	55	62	2	4	6	16	7	23	25	66	91	54
	2年	0	10	10	0	0	0	9	38	47	9	48	57	54
	3年	0	3	3	0	0	0	1	39	40	1	42	43	54
	4年	0	3	3	0	0	0	0	18	18	0	21	21	50
計		7	71	78	2	4	6	26	102	128	35	177	212	212
健康学養学	1年	21	30	51	2	2	4	16	6	22	39	38	77	50
	2年	2	3	5	0	0	0	30	20	50	32	23	55	50
	3年	0	2	2	0	0	0	10	37	47	10	39	49	50
	4年	0	10	10	0	0	0	0	19	19	0	29	29	50
計		23	45	68	2	2	4	56	82	138	81	129	210	200
生活美術	1年	4	60	64	2	4	6	10	18	28	16	82	98	50
	2年	0	11	11	0	0	0	0	80	80	0	91	91	50
	3年	0	2	2	0	0	0	4	52	56	4	54	58	50
	4年	0	1	1	0	0	0	14	2	16	14	3	17	50
計		4	74	78	2	4	6	28	152	180	34	230	264	200

表 2-2-4 卒業単位・授業期間・授業形態・成績評価基準・単位授与・授業内容・授業日程

卒業単位	授業科目に与えられた単位を、一定の基準に従い履修修得し、4 年以上在学し、124 単位以上修得することにより、卒業を認定する。				学則 第 5 章
授業期間	授業期間は、原則として前期と後期にわたる通年科目と前期（4 月 1 日～9 月 30 日）または後期（10 月 1 日～3 月 31 日）のいずれか半期で終了するものがある。				学則 第 3 章
授業形態	科目は、原則として講義・演習・実験実習に分類される。	講義	毎週 1 時間 15 週を 1 単位とする。		
		演習	毎週 1 時間 15 週を 1 単位とする。 毎週 2 時間 15 週を 1 単位とする。		
		実験実習	毎週 3 時間 15 週を 1 单位とする。		
成績評価基準 単位授与	成績評価基準は各授業科目を担当する教員が授業の目的等に沿って適切に定めるべきものであり、学期末の試験のみでなく学生の授業への出席状況、課題への対応状況、レポート等の提出状況等、日常の学生の授業への取り組みと成果を考慮して評価している。				授業概要 (シラバス)
授業内容	授業内容については、「授業概要（シラバス）」を毎年発行し、①授業概要、科目名称、担当教員名、開講年次、必修・選択別、通年・半期別、単位数、②授業の目的、内容・計画、③評価方法、④教科書等を記載して、学生に明示している。				授業概要 (シラバス)
授業日程	1 日 5 時限で 1 週間を単位とした授業時間表と、年間学事予定表の内容として、「入学式・卒業式」「オリエンテーション期間」「前期授業開始・終了日」「後期授業開始・終了日」「夏季・冬季・春季休業」「大学祭・体育祭等の行事日」等について明記している。				学生便覧 授業時間割 学事予定表

表 2-2-4 に卒業単位、授業期間、授業形態、成績評価基準・単位授与、授業内容、授業日程に関する規定を示した。具体的な授業はこれらの規定に基づいて実施されている。

授業内容・方法の工夫としては、学習をより効果的にするため、平成 25 年度より「事前学習・事後学習」として求められる具体的な学習内容をシラバスに記載して学生を指導することとした。また、成績評価を学期末の 1 回の試験のみで行うことを避け、期末試験の成績に加え、学生の日常の授業への取り組み（出席状況・ミニットペーパー等の提出物・小テスト等）、および課題提出等で多角的な評価を行うことを全教員に対して提示し、それぞれの評価項目と評価割合を具体的にシラバスに記載することとしている。さらに平

平成 27 年度よりシラバス点検委員会を設置し、各教員の作成したシラバスの形式・内容を組織的に点検し、記載の不備や内容に不足がある場合は授業担当教員に修正を求めている。

また、学生の学修状況や生活状況を 4 年間にわたって把握し、履修指導に役立てるための学習ポートフォリオを用いた教育を平成 24 年度入学生から開始している。

非常勤講師にも本学の使命と教育目標の理解を促すため、3 月末から 4 月初めの時期に非常勤講師説明会を開催している。そこでは本学の使命と教育方針及び授業実施に関する諸事項を説明して本学の教育の特徴と教育目標の十分な周知を図り、教育充実への協力を要請している。

平成 27 年度より家政学科健康栄養学専攻に 3 年次編入学（定員 2 名）の制度が設けられた。これに合わせて健康栄養学専攻の管理栄養士養成に関わるカリキュラムの全面的な見直しと各科目の担当教員の見直しを行った。

(2) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 19 年度に従来の家政学専攻を、本学の伝統である被服学と生活文化の 2 つの分野に特化させて、名称を服飾文化専攻と改めた。また、生活美術学科では年々多様化する美術を取り巻く社会環境に対応するために、それぞれの分野の高度な専門技能と知識を修得できるコース制を平成 23 年度から導入した。実践的な制作を積み重ねながら表現する技術を身につけ深める「アートな職人コース」、美術教育者として必要な専門知識と実践的な能力を身につける「アートインストラクターコース」、美術表現の現在と伝統を理解し、表現力と発想を積み重ね作家への道を究める「アーティストコース」、自分の表現スタイルを見つけ、発想力や思考力を養いデザインセンスを磨く「デザイナーコース」。以上 4 つのコースである。

全学的には初年次教育の重要性について教員の共通理解を得るとともに、基礎教育科目の見直しを行い、キャリア形成についてもその一層の充実を図った。平成 24 年度からは学部共通教養科目群と家政学部基幹科目群を設け、各学科・専攻の専門科目へつながるようにした。

さらに平成 28 年度より入学前教育に e-learning を導入し、スマートフォンを利用した、高校での学習内容の復習を中心とした 5 教科の学習を行うことについている。加えて平成 29 年度より、「LINES」と称する、教員によるカスタムメイドの課題提示の機能を盛り込み、入学後の初年時教育等に活用する予定である。

以上のように、本学の教育課程は、明確化した教育目的と方針を踏まえ、体系的な教育課程を編成しているものと判断する。

なお平成 28 年度中に 3 ポリシーの整合性を高めるべく抜本的な見直しを図り、平成 29 年度より新しい 3 ポリシーに基づいた教育を行う予定である。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己評価

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

教員と職員の協働に関しては、全ての委員会において各学科・専攻の教員と関係部署の事務職員が構成員となるなど、協働システムが確立されている。教授会においても教員以外に大学事務部からは事務部長、企画課長、教務課長、入試課長、学生募集担当課長、学生課長、企画課主任、法人事務局からは事務局長、総務部長、財務部長、広報課主任が出席し、情報の交換と共有が図られ、教職員の協働による学修及び授業支援、大学運営の円滑化に努めている。

本学における学修支援体制の組織図は、図 2-3-1 のようになる。

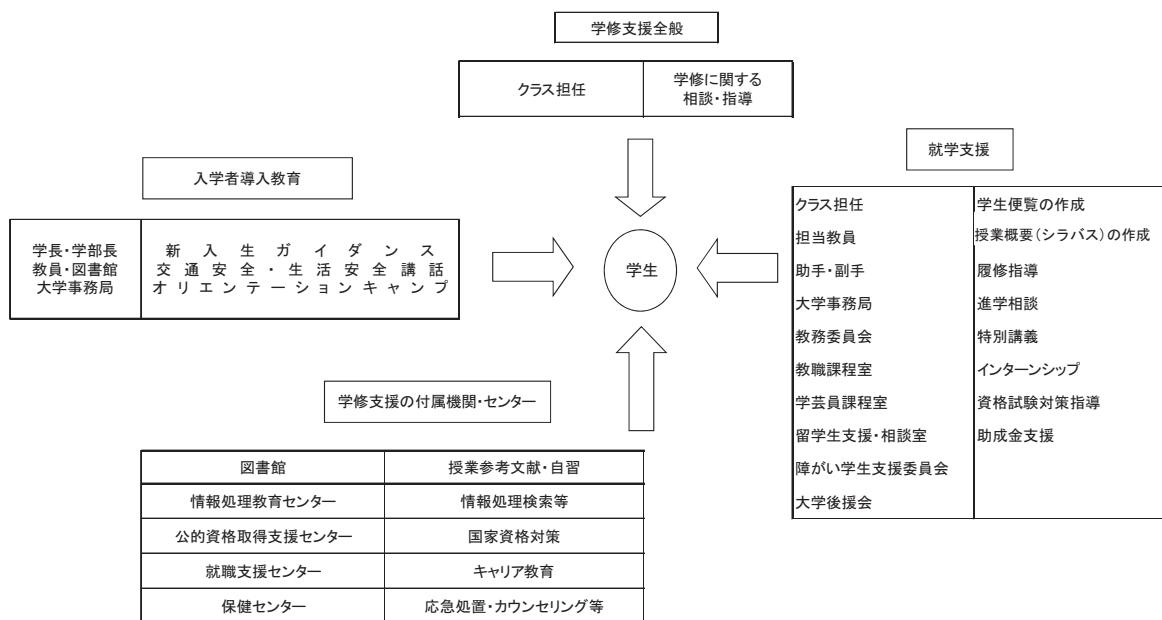


図 2-3-1 学修支援体制の組織

本学では早くからクラス担任制を取り入れている。平成 23 年度からは一層の充実を図るため、各学科・専攻の学年ごとに 2 名のクラス担任を置き、学生一人一人の目標に合わせた体系的な学修ができるよう、また、生活面でのアドバイスなども加えて細やかな個別指導を行っている。

本学には大学院が無いため TA 制度は実施していないが、代わるものとして SA(Student Asistant)を試行している。これは 4 年次の学生より募集した「学習指導員」

が特定の授業において教員の指示の下に 1 年次の学生の指導にあたるもので、家政学科健康栄養学専攻 1 年次での「キャリア開発 I」（化学 I・II の補習授業）、生活美術学科 1 年次での「彫刻 I」、「陶芸 I」において実施されている。この方法の導入によりそれぞれの授業での教育効果に飛躍的な向上が見られており、学生アンケートにおいても学習指導員の指導は極めて好評である。

少人数教育ときめ細かな実践教育を特色としている本学においては、少人数での実験・実習・実技・演習では担当教員と学生の個別の接点が多くなり、より密接な指導が図られている。さらに平成 27 年度よりオフィスアワーを全学的に実施しており、学生支援体制の充実を図っている。

また、各学科・専攻の助手・副手は教員の授業の補佐のみならず、教員と学生とを繋ぐ役割を務め、学修、授業支援、学生生活支援の重要な役割を担っている。学生の状況や教員への質問・意見等を的確に把握でき、学生にとっても気軽に相談できる立場にある。家政学科健康栄養学専攻においては、平成 25 年度より管理栄養士国家試験対策において、公的資格取得支援センターの指揮下で助手による学生の個別指導を実施しており、合格率の向上に大きく貢献している。助手・副手は毎月開催される学科会議にも出席し、教員と情報を共有し、そこで述べられる意見は時として教員が把握していない事柄にも及ぶなど、学生指導や学科運営において大きく機能している。

退学・休学者の対応として、学生からその希望がクラス担任に伝えられた場合、クラス担任及び学科長・専攻主任が当該学生及び保護者と面談して事情確認した上で善後策を協議し、学業継続を促すための各種の対応に努力している。退学・休学やむなし、と判断された場合には、学生・保護者より退学・休学願の提出を受け、クラス担任の所見書を添えて学科会議で退学の可否を審議する。そして、学科として退学・休学を認めると判断した場合に、教授会の審議を経て退学・休学が認定される、という段階を踏んでいる。

留年者に対してはクラス担任が隨時、学生への面談指導・保護者と相談し、学業継続への障害を取り除くべく対応している。

また、平成 27 年度より長期履修制度を設けている。この制度は就労、育児や家族の介護その他の事情で通常の履修に制約がある者に対して就学の道を開くもので、4 年分の学納金で最長 8 年間の在学を認める制度である。

退学者の存在は、私学である本学としても経営上、学生数確保の上で大きな問題であると共に、教育効果や、学生支援上、そして本学の対外的評価の点で大きな問題点として捉えている。入学する学生にいかに学修への関心と意欲を持たせ将来の目的へつなげさせられるかが、退学者や留年者を減らす鍵であると認識している。

本学では、学年初めの教職員によるガイダンスとクラス担任による個人面談、及び定期的に開催するホームルームを通して学修指導の徹底と学生の修学相談を行っている。前述のように、新入生に関しては、教職員も参加する一泊二日のオリエンテーションキャンプを実施している。これは 2 ~ 4 年次学生から選ばれたオリエンテーションヘルパーが中心になって企画しているもので、学生間の友達づくりやヘルパーによる学修・学生生活についての新入生支援として効果的である。

基礎教育としての 1 年次必修のスタディスキルズやライフデザインの授業は、そこで行われる学習ポートフォリオの作成などを通して、今後の学習目標や将来の指針となり、科目の

選択の仕方、授業への取組み方、学習の進め方など学修への意欲向上へと繋がっている。

学科会議においては、各学年のクラス担任からの学生の動向の報告と授業担当者からの学生の受講状況報告など教員全員が情報を共有し、クラス担任以外にも学科教員による学生への声がけが行われている。

大学教育に関する学生の意見はクラス担任との話し合い、学友会による要望聴取及び学生生活実態調査などを通して把握されている。これらは個別の要望をくみ上げる機能を果たしていると考えられるが、今後は全体的な意見くみ上げ体制の検討が必要となる。

保護者に大学の状況を周知する機会として後援会総会が年1回開催され、総会終了後のクラス担任を中心とした保護者との面談では、学生の大学生活の状況を説明すると同時に、保護者から家庭での学生の生活の様子や、大学側への要望を聴取している。また年度末にはクラス担任のコメントを付けた学生の単位修得状況や成績を保護者へ送付している。

(2) 2-3 の改善 向上方策（将来計画）

現在、教員と職員の協働並びに学修及び授業の支援に関しては良好に機能しているが、さらなる充実にむけて、FD・SD活動の推進、SAの制度化も必要である。

退学者の抑制に関する対応については、原因の分析と共に対策を進めていく。教職員と保護者からの両面の支援が退学者の減少につながるが、保護者からの支援を導く方策の一つとして、後援会総会への参加者の増加を図り、後援会総会後の学科別懇談会で保護者とクラス担任との面談をさらに密に行うようとする。

学修環境の面からいえば、学生の自主的な学習や共同作業を支援するため、平成27年度より学生が自由な時間にいつでも使用できる演習室を設置した。学生の学習・制作意欲を向上させるためにも自習室の整備や制作発表のできるギャラリースペースなどの設置は急務であり、平成29年度に建設予定の新校舎にはそれらの施設を設ける計画である。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己評価

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位認定、進級及び卒業認定等の基準については、「東北生活文化大学学則」、「東北生活文化大学学位規程」、「東北生活文化大学家政学部教育課程、履修方法等に関する規程」にその基準が示され、それらは「学生便覧」に掲載されている。そしてそれらの基準に基づき単位認定、進級及び卒業認定が厳正に行われている。

a) 単位認定について

単位認定に関しては、単位制度の実質化を図るために各学科・専攻各年次の履修登録単位数の上限を定めている（表2-2-3）。単位は、授業ごとに2/3以上の出席のある学生

を対象にそれぞれの科目的「授業概要（シラバス）」の成績評価方法の欄に記された基準・方法により認定されている。

本学の教育課程に定められた授業科目以外に大学教育の活性化と充実を図り、多様な学習機会を与えるために、意欲ある学生に他大学又は短期大学との協議に基づき、単位互換学生（特別聴講学生）として他大学又は短期大学で開講される授業科目の履修を認めている。その他、学生が本学に入学する前に、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）、高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修を、入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定している。単位互換及び入学前に修得したものに与える単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、60 単位を超えないものとしている。単位互換学生として修得した単位のうち卒業の要件となる単位として認定できる単位の上限は 12 単位としている。その他本学では、他学科・専攻の授業科目を履修することができる他学科・専攻科目履修制度を取り入れている。この制度は学生が自らの学修領域を各自の専門領域にとどめずに、「生活文化」という大きな枠でとらえ、関心のある科目を履修することを推奨しており、本学の教育課程の特徴の 1 つといえる。これにより修得した単位は、8 単位まで卒業要件となる単位数に算入することができる。

b) 進級基準及び進級認定について

進級基準は各学科・専攻共通で、2 年次から 3 年次へ進級するための最低修得単位数を 62 単位以上と定めている。進級認定は、まず、年度末に教務課より提示された 2 年次終了時の各学生の修得単位数をクラス担任が確認した上で進級認定会議資料としてまとめ、学科会議での協議を経て教授会に提出し、そこで可否が決定される、という過程で進められる。なお、その結果は学生の保護者に成績表と共に通知されている。

c) 卒業要件及び卒業認定について

卒業要件及び卒業認定については、本学のディプロマ・ポリシー（表 2-4-1）に照らし、本学学則第 5 章「卒業及び学位」の第 21 条に定める通り、本学に 4 年以上在学し、124 単位以上修得した者について各学科会議・教授会で協議した上で学長が卒業を認定することとしている。124 単位のうち、大学生の教養として学部共通教養科目から 22 単位（健康栄養学専攻は 32 単位）以上の修得と、家政学部学生の専門科目の基礎として学部基幹科目の中の「家政学原論」（2 単位）の単位修得を義務づけている。

本学を卒業した者には、「東北生活文化大学学位規程」により学士の学位を授与している。学士学位の専攻分野の各称は家政学科については学士（家政）、生活美術学科については学士（生活美術）としている。

なお、教育職員免許状や学芸員の資格、健康栄養学専攻の学生で栄養士の資格や管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、それぞれの法令に定める授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

表 2-4-1 本学のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

家政学部		本学は、建学の精神に基づいて、「地域の暮らしをデザインする力を育む」教育を通して以下にあげる到達目標を達成し、学則に定める所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学士の学位を授与します。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程に定める学部共通教養科目・基幹科目的履修を通して、基礎的な学習能力・知識と社会人としての豊かな教養を身につけること。 ・それぞれの専攻科目的履修を通して、社会に貢献できる専門分野の知識・技術を身につけること。 ・学生と教員との交流および学生生活を通して、社会で自律的に活動するために必要な倫理観・コミュニケーション能力・論理的思考力・創造力を身につけること。
家政学科	服飾文化専攻	<ul style="list-style-type: none"> ・ファッション業界における商品企画・製造・販売などの分野で活躍するために必要となる高度な専門知識と技術を身につけること。 ・家政学全般に関して体系的に理解し、自ら課題を発見して解決に取り組む実践力を身につけること。
	健康栄養学専攻	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士という高度専門職として、保健・医療・福祉分野での栄養管理を担い地域社会に貢献するため、食品・調理・栄養の専門的知識ならびに給食経営管理および栄養教育の実践力を身につけること。
生活美術学科		<ul style="list-style-type: none"> ・生活と美の融合を志向し、作品制作または研究のテーマを発見する能力を身につけること。 ・作品制作において独自の表現様式を開発する創造力を身につけ、研究において論旨を展開する思考力を身につけること。

(2) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28 年度にディプロマ・ポリシーの見直しを行い、平成 29 年度より新しいポリシーが施行される。今後は新しいポリシーに基づいて単位認定、進級・卒業・修了の判定を厳正に行っていく。より厳格で客觀性のある成績評価のためにループリックの導入の準備が教務委員会により進められている。進級認定に当たっては GPA の活用も今後検討していく予定である。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己評価

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

キャリア形成教育の重要性が指摘され、その実施が要請されている。キャリア形成は単に卒業時での就職支援に留まるのではなく、生涯におけるキャリア形成の意欲を持ち続ける力を養成することにあると考えなければならない。本学では、これまでの就職支援対策として就職ガイダンスなどの科目が設定してきた。また、就職支援センターを中心にキ

キャリア形成と就職指導が行われてきた。

平成 23 年度に本学におけるキャリア形成教育のあり方と展望について検討を重ね、その結果を基にして、平成 24 年度から新たにキャリア形成科目群を作り、ライフデザイン、キャリア開発、キャリアサポートなどの授業科目を体系的に設定した（表 2-5-1）。

また、本学で培った確かな実践力で地域社会に貢献できるように、学生が各自の専門分野の知識と能力を活かし、自己の適性にあった職業の選択ができるように、指導・支援の体制作りを進めてきた。本学独自の少人数教育体制により、各教員が一人一人の学生に対して配慮し、きめ細かな就職指導の体制をとっている。

次にキャリア形成教育に関する科目の概要について記す。「スタディスキルズ」は、基礎教育の強化が将来のキャリア形成、就職に結びつくとの観点から、高校教育から大学教育へのスムーズな移行をめざして、授業で必要とされる一般的な学習方法や大学生として身につけたい基礎知識を習得させる。「ライフデザイン」は、将来を見据えて自分の将来設計を描く際に、健全な勤労観、有為な社会人として活躍できる基礎的能力、技能、資質を育成することを目的にしている。これらの科目では、学習ポートフォリオを作成して自己の歩みを点検し、またクラス担任のアドバイスも受けられるような仕組みとなっている。

「キャリア開発」は学科ごとに I、II、III と段階的に、基礎的なものから始まり、キャリア形成と実施により就業を意識して学習の意欲付けをし、社会人としての基礎力を養う内容になっている。

家政学科服飾文化専攻の「キャリア開発 I」では、商品の表示の問題や安全に関する身近な課題を取り扱う。消費者力を高めて充実した生活を送ることができるよう、消費生活に関わる各分野の基礎を学び、「キャリア開発 II」ではパーソナルカラー検定の資格取得を目指している。

健康栄養学専攻の「キャリア開発 I」では栄養学・食品学の基礎となる化学 I、II の基礎を学び、「キャリア開発 II」では自分の食生活の現状と自分の体に合う食事について考え、栄養士、管理栄養士としての必要な知識を身につけることを目的とする。

生活美術学科の「キャリア開発 I」は、具体的な就業体験の講話から、キャリアに対する意識を高め主体的に自身の進路を選択・決定できるようにするため、専門分野で活躍する美術関係者や美術教員などを講師に招き、社会人としての経験等の講義によって学生の将来の意欲付けを目的にしたものである。「キャリア開発 II」は教員の紹介した企業・作業所等で、夏季休業、冬季休業中 3 日から 1 週間程度のインターンシップ実習を行っている（表 2-5-2）。

また服飾文化専攻では、ファッションビジネス実務実習として地元企業での販売等の実務実習（インターンシップ）を 1 週間程度行っている（表 2-5-3）。

表 2-5-1 開設されているキャリア形成科目（平成 27 年度）

科目名	必・選	単位	学年		開講時期
スタディスキルズ	必	1	1		前期
ライフデザイン	必	1	1		後期
キャリア開発 I	選	1	服	2	後期
			健	1	前期
			美	2	通年
キャリア開発 II	選	1	服・健	2	前期
			美		通年
キャリア開発 III	選	1	服	3	後期
			健	3	前期
キャリア開発 IV	選	1	服	3	前期
			健	4	前期
キャリアサポート I	選	1	3		通年
キャリアサポート II	選	1	4		前期

服：家政学科服飾文化専攻 健：家政学科健康栄養学専攻 美：生活美術学科

表 2-5-2 生活美術学科キャリア開発 II（平成 27 年度実績）

実習先	実習人数	期間	内容
A 社	4 名	3 日間	商品陳列・接客・ポップ 描き・販売・片付け
B 社	4 名	4 日間	イベント広報・作品搬入 ・展示・運営スタッフ
C 社	2 名	3 日間	伝統工芸作成
D 社	1 名	3 日間	制作補助
E 社	2 名	3 日間	仙台七夕観光案内と補助 ・一般事務
F 社	4 名	3 日間	祭全体準備・展示補助

表 2-5-3 服飾文化専攻ファッションビジネス実務実習（平成 27 年度実績）

実習先	人数	実習期間
E 社	2 名	5 日間
F 社	1 名	7 日間
G 社	1 名	5 日間
H 社	4 名	5 日間
I 社	2 名	3 日間
J 社	1 名	5 日間

就職指導においては、1・2 年次から就職・キャリア形成の意識形成ができるように、クラス担任や学科教員が指導を行っている。これはキャリア形成科目群の履修を補完するものであり、就職支援センターの取り組みとも協調するものである（図 2-5-1、表 2-5-4）。

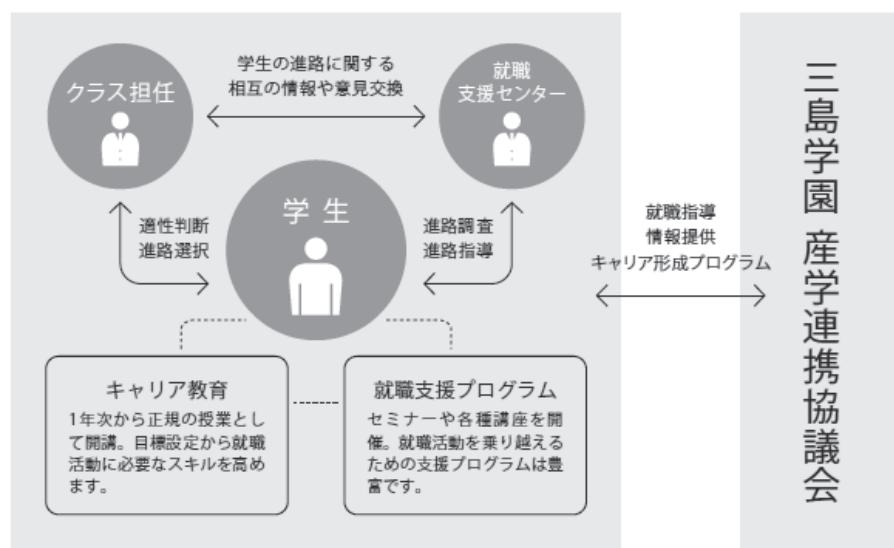
3 年次から就職活動が始まるが、学生支援室に集約される求人情報は、学生の希望や適性を考慮して就職指導に用いている。進路決定に重要な時期の 3 年次、就職活動本番の 4 年次では、「キャリアサポート I、II」やクラス担任による意識向上や具体的な指導を行っている。

就職や進学に対する相談・助言体制として、就職支援センター職員、クラス担任が相談を受けるほか、ハローワーク職員の面談日を設けて定期的に学生が相談できるようにしている。就職相談室には求人情報が常に更新され掲示しており、就職支援センター職員は面談日を決めて面接やエントリーシートの書き方等の指導を行っている。また、公務員試験対策講座も実施している。

就職には資格取得が重要である。管理栄養士の国家試験対策は、公的資格取得支援センターが所掌して対策セミナーを開催している。服飾文化専攻では、衣料管理士（TA）資格取得に加えて纖維製品品質管理士（TES）資格取得にむけた講座を開講している。生活美術学科では、従来の中学校・高等学校教員免許取得（宮城県内の中高美術科教員の 70 %が本学出身）に加えて明星大学との提携により、小学校二種免許取得のコースも開設し免許取得者も出ている。

また本学では、大学・短大・高校におけるキャリア形成教育を促進し、学生の社会進出を支援するための「三島学園産学連携協議会」を組織している（図 2-5-1）。現在、県内を中心に企業約 30 社の支援を受けてキャリア形成支援活動を行っている。

サポートの流れ



《クラス担任》

本学では各専攻、学年ごとにクラス担任制を採用しています。進路についての相談から学校生活の過ごし方、個人的な問題など、人生の先輩として、あるいは学識経験者としてあらゆる相談に対応します。

《就職支援センター》

就職の専門アドバイザーが常駐する就職支援センターには「就職相談室」があり、年間を通じて学生への情報提供や個別相談に応じています。就職活動をする上での疑問や悩み、更に面接等の対策から精神面のケアまであらゆる面でサポートします。

《三島学園 産学連携協議会》

大学・短大・高校におけるキャリア形成教育を促進し、ビジネス環境の大きな変化に即応できる人材を社会に送り出すための活動を、産業界と連携して支援するための協議会です。現在、県内外の26社の企業の参加をいただき、産学協働プログラムの推進、産業界からの講師派遣、就職活動支援などの諸活動を行っています。

図 2-5-1 学生の就職サポート体制

表 2-5-4 就職活動と就職支援スケジュール（平成 27 年度）

	学生の就職に必要な能力及び行動等	就職支援センターの支援
3 年 次	<p>就職するための基礎的な力</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎モチベーションと一歩踏出す勇気 ◎将来の人生設計をする意識 ◎就活開始から内定迄の道程と選考内容の理解 ◎自己理解と他者理解 ◎広い視野で物事を見る力 ◎高校 1 年生レベルの最低限の基礎学力 ◎簡潔に分かりやすく表現できる文章力 ◎訴求力のあるプレゼン力 ◎人に好感を持たれるマナー 	<p>キャリアサポート I</p> <ul style="list-style-type: none"> ■4月 10 日 ・概要及び職業レディネステスト実施 ■4月 17 日 ・コミュニケーションセミナー ■4月 24 日 ・就職環境セミナー ■5月 8 日 ・第 1 回 SPI 模擬試験 ■5月 15 日 ・公務員の仕事と試験内容を知る ■5月 22 日・29 日・6月 5 日 3 コマ ・VRT 結果を活用した自己理解 ■6月 12 日・19 日・26 日 3 コマ ・VRT 結果を活用しての職業理解 ■7月 3 日・10 日・17 日・24 日 コマ ・SPI 対策講座 ■9月 25 日・10 月 2 日・9 日 3 コマ ・SPI 対策講座・第 2 回 SPI 模擬試験 ■10月 16 日 ・人事担当者セミナー ■10月 30 日・11月 6 日 2 コマ ・模擬試験解説会 ■11月 13 日・20 日・27 日・12 月 4 日 ・履歴書の書き方 ■11月 29 日・12 月 6 日・13 日・20 日 4 コマ ・履歴書・エントリーシートセミナー ■12月 11 日 ・就活ナビ・合同企業説明会活用法 ■1月 15 日・18 日・2 月 10 日 ・リクルートマナー・ファッションセミナー ・マイクセミナー ■8月 10 日～2 月 19 日 公務員試験対策講座
	<p>★ 3 月 1 日 企業説明会スタート</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎合同企業説明会参加 ◎積極的なエントリー ◎個別企業説明会参加 ◎エントリーシートの提出と書類選考 ◎筆記試験等選考試験の受験 ◎失敗の原因究明と対策 上記を内定迄繰り返す 	<p>※個別の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別進路面談 ・履歴書&エントリーシート添削 ・模擬面接 etc ・就職相談 ・求人開拓 ・東京就活バスツアー 2 月 29 日・3 月 1 日
4 年 次	<p>★ 8 月 就職試験開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎合同企業説明会参加 ◎積極的なエントリー ◎個別企業説明会参加 ◎エントリーシートの提出と書類選考 ◎筆記試験等選考試験の受験 ◎失敗の原因究明と対策 上記を内定迄繰り返す 	<p>キャリアサポート II</p> <ul style="list-style-type: none"> ■4月 10 日 ・最新の企業と学生の動向 ■4月 18 日 ・履歴書対策セミナー ■5月 1 日・9 日・13 日 3 コマ ・履歴書&エントリーシートの見直し <p>※個別の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職相談 ・動かない学生への啓発 ・履歴書&エントリーシート添削 ・模擬面接 ・ハローワークのキャリアカウンセリング
	<p>◎ 10 月 1 日 正式内定</p> <p>正式に入社する企業等を決め、それ以外の内定先は 9 月末迄に辞退する</p> <p>未内定者は就職活動を継続</p>	<p>※卒業までの個別の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動かない学生への啓発 ・履歴書&エントリーシート添削 ・模擬面接 ・ハローワークのキャリアカウンセリング ・就職相談

(2) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学生のキャリア形成支援は大学における教育及び学生支援の柱の一つであるとの認識で、教員と職員の協働作業で対応している。教員の学生対応については、平成 24 年度に作成した「クラス担任マニュアル」の中で就職意識を 1 年次から養うことの重要性を示しており、今後とも教員による就職支援活動の充実を図る。

就職に関する本学の傾向として、学生の就職活動の取り組みの開始が比較的遅いこと、就職活動を躊躇する学生がいること、活動の継続をあきらめる学生がいることなどが挙げられる。これらの傾向に関しては、学生支援委員会及び就職支援委員会などで協議し、各学生の実情に応じて対策を講じている。さらに、教職員の指導を活性化することやハローワーク担当者による指導助言の強化、就職活動が不活発な学生に対するセミナーの開催などを考慮していく。

また、就職試験で問われる一般教養知識を強化するため、基礎教育検討委員会や教務委員会の主導で入学前教育や初年次教育を重視した教育体制をとっている。これらの体制をさらに学生個人の状況を加味して実施していくために、新たに「学習支援センター」を設置して、学生の基礎教育・教養教育を補完する体制作りを構想している。

前出の三島学園産学連携協議会の協力を得てのキャリア形成も実施しているが、同協議会との連携・協力関係についてはさらに検討を重ね、強化していく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己評価

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価の工夫・開発

本学のディプロマ・ポリシーを平成 24 年度に再検討・確認し、学部・学科・専攻ごとに設定し、現在、このポリシーにむけた教育体系を構築しつつある。このディプロマ・ポリシーに沿った教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫及び開発は、各学科・専攻のそれぞれの教育目標と、それを具体的に展開している教育課程、また、授業種別（講義・演習・実験・実習・実技）によって異なる。達成状況の点検・評価に当り学生に到達目標を理解させる必要があり、学修のよりどころとなる「授業概要（シラバス）」がその基幹になっている。

本学では、教育目的達成状況の点検・評価の工夫・開発として、学生による授業改善アンケート、公開授業、学生の学修状況に関するアンケート、教育環境に関する学生の満足度調査などの内容を含む学生生活実態調査などを行っている。

それらの結果は、各学科専攻の FD 委員、教務委員、各関係部署の事務職員によってまとめられ、FD 委員長、学務室長、学生支援室長が総括し、「FD 活動報告書」（授業評価調査報告書を含む）、「学生生活実態調査報告書」として発行している。また、学生が自主的

に自己の学習状況を評価し、方向付けることの出来る学習ポートフォリオを作成している。これについては、各クラスの担任が把握し、学習指導に活用している。

本学の学習目標の一つに資格取得があり、各種資格・免許取得を目指した教育を充実させている。教員免許や管理栄養士をはじめ各種資格の取得を支援するための組織の充実化が必須になるため、平成24年度に新たに「公的資格取得支援センター」を設置し、公的資格を取得する学生の支援と教育の充実化を進めつつある。

就職先の企業に対するアンケート調査は現在まで行っていないが、就職状況の調査結果は定期的に集約して教授会で報告され、後援会総会でも前年度の就職状況が保護者に示され、教職員一丸となっての就職支援が実施されている。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

教育目的の達成状況に関する評価結果は、前述の授業改善アンケート調査報告等にまとめられ、教職員全員に配布されている。また、それらは図書館にも置かれ、学生も自由に閲覧できるようになっている。

本学における教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックのシステムを図2-6-1に示す。学生授業評価によるアンケートなどで集約された学生の学習状況や要望はFD委員会、教務委員会、学生支援委員会などで分析、集約され、対応が協議されると共に教授会に報告される。教授会での協議の後に、カテゴリーごとに各委員会での対応策の検討が進められ、全教職員の共通理解の下に必要な改善事項が学生教育にフィードバックされる。

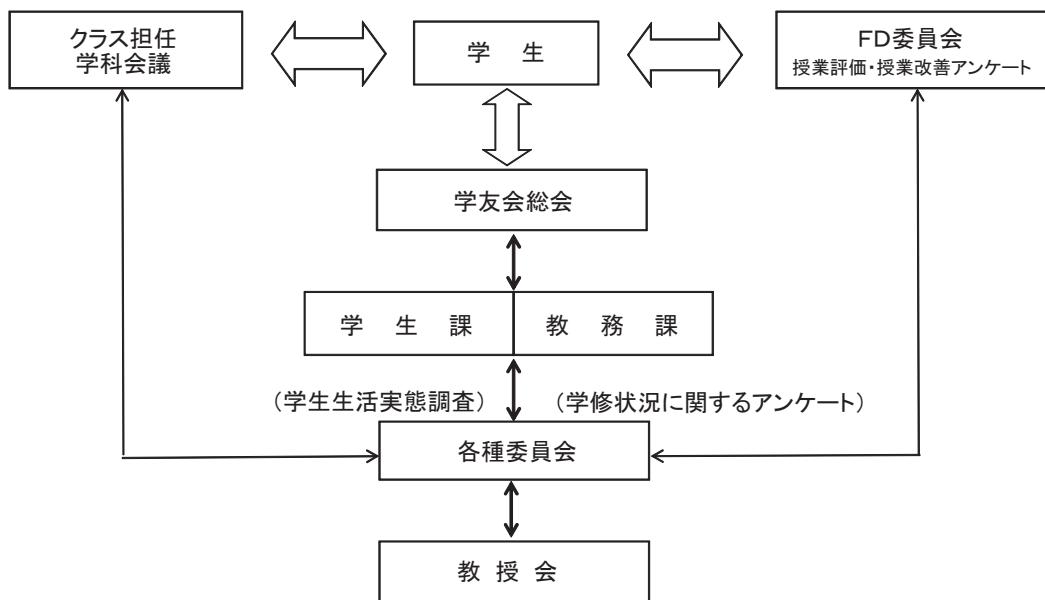


図2-6-1 評価結果のフィードバックのしくみ

特に「FD活動報告書」には、授業ごとの授業改善アンケートの集計結果や、それらをもとにした授業担当教員の結果の考察と今後の対応などが記述され、また、公開授業の実

施報告なども記載されている。公開授業報告の内容は、公開授業参観教員のコメント及びそれに対する対応・感想などで、これらは教員間相互啓発のもととなり、教育内容・方法及び学修指導の改善へ向けての評価結果のフィードバックの一助となっている。

各種の調査を基にした教育目的の達成状況の評価結果は、各教員が個別に導入して自身的教育活動に資するとともに、教務委員会等でも適宜共有される。一方、教育の改善状況を全体的に周知・検討する体制作りにまでは至っていない。

大学での学修の集大成ともいえる卒業研究は、家政学科では課題研究、生活美術学科では卒業研究として実施され、その成果は家政学科では、課題研究発表会や課題研究展として、生活美術学科では学外の施設で行われる卒業制作展として学内外に公表されている。4年次学生をはじめ、在学生、教員、理事、同窓会関係者、一般市民など多数が出席、参加入場し、アンケートに書かれる感想・意見や質疑応答、意見交換によって4年次学生の学修達成状況の評価がなされている。

在学生においては、両学科の特性を活かした教育活動の成果を示すものとして行われる学内外でのファッションショーや生活美術学科の学生が出品する学内コンクールは、各方面から様々な評価を受け、学生の学修モチベーションの向上効果と同時に、教育内容の改善へフィードバックされている。

(2) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

授業改善アンケートなどから、本学の教育課程に対する学生の満足度は各学科・専攻では差異があるものの、実学教育を創立以来の特徴としてきた専門教育については一定の評価を受けていることがわかる。授業改善アンケートに関しては、現在専任の教員は必ず（原則として全科目）、非常勤の教員は希望者のみが行っているが、非常勤講師も含めた全教員が実施するよう努めていく。

今後は、授業評価や学生の意識調査を基にしたフィードバックについて、学生の就職先の企業に対するアンケート調査なども検討課題としながら、全学的に透視できるような体制を創り出していく。

シラバスは学修のよりどころとなる重要なものなので、毎年度改善を行っている。授業の目的（到達目標）、概要、授業計画及び内容に加えて、新たに事前学習、事後学習の欄を設け、成績評価の方法やその基準を比率で表記することとした。学生の学習意欲の向上につながる成績評価として、平成25年度にGPA制度を導入したが、今後、学修及び学修指導に役立てるべく、利用法をさらに検討していく予定である。

平成24年度から学習ポートフォリオを学生一人一人に作成させ、学習状況と学生生活の状況を把握し自己評価させると共に、教員の学生指導に活用することにした。活用の具体的方策等についてはまだ不十分な部分もあり、今後充分に検討し、開発、活用する方向にある。

平成24年度はディプロマ・ポリシーを再確定したが、新たな教育を構築するためにはカリキュラムのさらなる精査・改編が必要になるとを考えている。ディプロマ・ポリシーに沿った教育の達成度については、授業改善アンケート調査等での確認をさらに進めることができると共に、より具体的な達成度判定の資料となるループリックの作成についても今後の検討を進める。

2-7 学生サービス

«2-7の視点»

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己評価

2-7-① 学生生活の安定のための支援

a) 支援体制

学生生活の充実のために、学生課、学生支援委員会等の委員、クラス担任、学生相談所、保健センター等が学生の支援に当っている。クラス担任は、学生支援マニュアル等を参考にして学生の状況を把握し、適宜各部署と連携を図りながらクラス経営を進めている。東日本大震災以後、災害時の対応の仕方が課題となっているが、災害時の際の連絡には、メールで一斉配信を行い、学生個々と連絡が取れるようにしている。

b) 新入生へのサポート

新入生に対する具体的な指導としては、前述のように入学時に学生支援委員会の教員と学生課職員の指導・助言を受けて、在学生のオリエンテーションヘルパーが新入生オリエンテーションキャンプの企画、運営を行っている。ここでは、新入生がスムーズに大学生活に移行できるように、学部長の講話、担任からの履修指導などを行うことによって学生生活の概要を把握させると共に、各学科ミーティング、自己紹介、懇親会などを通して友人関係を築かせている。学生ヘルパーの活躍に感謝し、大学生活への不安が解消したとの新入生のアンケートへの記述にその成果を見ることができる。

c) 学友会と後援会を介した支援

学生の自主的な活動として、学友会が組織されている。学友会担当教員と学生が合議しながら学友会の運営、体育祭、大学祭等の全学的な学友会イベントの企画などを行っている。学友会は、サークル活動をはじめ、新入生歓迎パーティなどの学生同士の懇親のイベント、オープンキャンパスの案内など多岐にわたって活動している。学友会は学生の要望をくみ上げる役割も果たしており、総会では、事前に学友会運営審議会で話し合われた大学に対する要望事項や当日学生から発言のあった要望に、総務部委員長が答える形をとつておらず、質問の内容（その場での即答が困難な事柄）によっては、さらに関係する委員会や部署でも検討している。また、学友会では随時学生の質問、意見、要望を受け付けており、運営審議会や総務部委員会で内容を検討し、学友会の掲示板に回答を掲示することにしている。

学生生活を支援する組織として、前述のように保護者で構成する後援会がある。年一回総会を開催し、学生支援のための学生支援活動報告と財務報告が行われている。これまで後援会による経済的支援として、大学の福利厚生施設・設備の更新、新設などを行った。さらに学生の課外活動の遠征費補助、大学祭の補助、生活美術学科の卒業制作作品の買上げ、文化部・ゼミの発表活動や本学の対外的イベントであるファッションショーへの支援等を行っている。後援会当日は、クラス担任との面談も行われ、担任から学生個人の学修状況や学生生活の様子などが報告され、保護者からの相談を受けている。また、本学の

教育目標、教育の特徴、活動方針、そして本学の学生の活躍、教職員の活動などの状況を保護者に知らせ、大学生活への保護者の理解と支援を促すために「広報 TSB」を年 2 回発刊し、保護者に送付している。

d) 経済的支援

学生の経済的支援は、日本学生支援機構の奨学金については学生課の担当者とクラス担任が連絡を取り合いながら奨学金の支給に支障のないように配慮している。この他に大学独自の三島学園香風会学業奨学金があり、新入生 5 名、在校生 4 名の成績優秀者に返還不要の奨学金を授与している。在学中に 1 回のみの支給ではあるが応募者が多く、学生の勉学意欲向上に役立っている。

e) 健康管理及び学生相談

学生の健康管理については、保健センターが所掌して各種の活動を実施している。毎年 4 月に全学的に健康診断を行い、健康上の問題のある学生には、専門のスタッフが指導すると共に、専門医師への受診等を勧めている。本学は、健康栄養学専攻、同じ敷地内にある短期大学部の保育関係の子ども生活専攻、食物栄養学専攻などの人間の健康管理意識の向上を志向する学科・専攻があることを考慮し、学内全面禁煙としている。全面禁煙の実施当初、分煙を求める声も多数あったが、現在は理解が得られている。

また、保健センター主催で毎年薬物使用防止の講演会を開催し、薬物が人間を破滅させる恐ろしさについて十分理解できるように指導している。

学生の心の問題のケア、心的支援、生活相談等は、学生相談所、保健センターが行っている。専門のスタッフと学生課職員・クラス担任等が連携し、医療機関・相談機関との連絡、保護者との連携をとりながら、学生の相談・支援を行っている。現在の社会的問題の一つになっている発達障害など、学生一人一人様々な問題を抱えており、対応は一様ではないが、学生が学業に専念できるように指導・相談をしており、全教職員对学生に対する手厚い対応を要請している。

学生及び教職員の各種のハラスメント対策については、学生課と学生相談所が担当している。ハラスメントについての全教職員を対象としたセミナーを平成 24 年に外部講師を招いて行った。ハラスメント発生の際には加害者・被害者ともに対応は慎重に、かつ的確・迅速に行わなくてはならない。学長指示のもとに適宜委員会を立ち上げ、学園の顧問弁護士など第三者とも相談しながら進める体制にある。

また、平成 24 年 8 月に学生相談の専門家である中部大学の教授を迎えて「教職員のための学生対応の実際」のタイトルで講演会を開催し、最近の子どもそして学生の置かれた環境、相談内容の変遷、相談や対応の実際と技術、会話のキャッチボールの重要性などの講演を受けた。12 月には「学生のキャリア形成意識の醸成とキャリア支援」のタイトルで法政大学のキャリアデザイン学部教授による講演会を開催した。キャリア形成支援の考え方と進め方、そしてキャリアカウンセリングの重要性など、本学として考慮すべきことについて多くの示唆を得ることができた。

f) 幅広い支援

本学に以前は聴覚障害の学生が 1 名在籍していたが、当時、この学生に対しては、障がい学生支援委員会が支援を主導し、通常は学生ボランティア、学生課職員、教員などによるノートテークを行った。みやぎ DSC、全国の支援のネットワークと連携している遠隔

支援によるノートテークなども行った。

学生寮に関しては、本学独自の学生寮は設置していないが、大学生協など業者と協力して安全なマンション等を紹介している。

現在、外国人留学生は在籍していないが、外国人留学生支援委員会が設置されている。複数の留学生が在学していた時期は、年度初めに留学生間交流行事や相談業務等の支援を行っていた。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見、要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活全般に関する意見をくみ上げるシステムとしては、学友会の運営審議会とそれを受けた学友会総会がある。学友会の運営審議会は、学友会担当教員と学友会の学生委員による定期的な会議であり、学生生活での問題点に関する議論される。その中から特に喫緊の議題として重要であると学生が判断した事項に関しては、学友会総会で審議され、会長の学長、副会長の学生支援室長が答弁し、解決に向けて法人事務局とも交渉しながら改善されてきている。図書館の開館時間延長、PC 教室の使用時間延長、学生食堂の改善などをこれまですすめてきた。各サークル、ゼミ活動などに対する予算配分、活動場所、部室等に対する支援も学友会運営審議会で教職員が学生とともに審議し、運営している。学生から要求される問題点に関しては、学生支援委員会委員と学友会運営審議会の教員が兼任しているので、学生支援委員会でも論議して解決策を検討している。

学生満足度調査については平成 21 年に続き、平成 24 年にも行った。私学振興財団のアンケート項目をそのまま使用したので、全国の大学との比較をする点でも有用であった。平成 21 年に行った調査では、様々な情報を読みとることができた。調査結果からは経済的に困窮している者が多く、教学面での満足度は比較的高いが、設備面での満足度が低い傾向にあることが把握できた。施設・設備の更新は以前から課題となっているが、特に満足度の低い学生食堂は、少しでも学生が楽しく休めるように椅子、テーブルのデザインを一新した。また経済的問題に関しては、前述の三島学園香風会学業奨学金を設立し支援を行っている。

平成 24 年 11 月に実施した学生満足度調査（学生生活実態調査）結果の概要は次の通りである。今回の調査は、平成 21 年の調査とほぼ同数の 320 名から回答があった。基本事項、大学選択理由、期待、要望については、「専門的な知識、技術を身につけたい」と「大学卒の学歴が必要である」が前回と同様に 1、2 位を占めた。しかし、所属学部に「入学してよかったです」と考えている学生の割合は前回に比べポイントが低下しており、その原因の解明が急務である。学年別では 2 年次の満足度が際立って低いことも問題である。経済面については、「学費が高い」と回答した学生の割合が前回に比べかなり高くなっている。

課外活動では「なし」が 7 割を超え、前回とほぼ同様である。実験・実習に多忙で余裕がないためと思われる。大学生活で大切だと思っていることは、「専門的知識、技術を習得すること」、「経験を豊富にし、見聞を広めること」で前回と同じであった。教授陣に対する満足度は「大変満足」と「満足」を合わせると前回より低下している。逆に「不満」「まったく不満」を合わせると前回よりも増加している。大学の施設・設備の満足度は、「不満」、「まったく不満」を合わせると半数以上で、かなり不満が大きい。不安や悩みにつ

いっては、「なんでも話せる友人の存在」について、1年次では、「いない」が3割弱であるため、例えば学友会活動への参加を奨励するなどの対応が必要である。進路に関しては、最多は「民間企業・団体」であり、次が「公務員」で前回と同じであった。

(2) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生の指導については、主に学生支援委員会と学生課が担当しているが、各教員との連携を密にしながら進めている状況にある。また、学科会議では学生個々人の学修状況や、欠席情報が各教職員間で共有されており、これを基にした学生指導が学生支援委員会と協働して進められている状況については一定の評価が得られていると考える。一方、非常勤講師が担当する授業が多くあり、非常勤講師からの学生の修学状況の連絡は必ずしも密になされているとは言えないため、非常勤講師との連携を今後改善して、よりきめ細かな学生支援を進める体制作りを進めていく。

学生相談はこれまで学生課と保健センターで行われてきたが、平成23年度から学生相談所を設置し、専門の教職員が相談に当たる体制が整った。修学相談、心の病の相談、友人関係の相談、教員の対応に関する相談など、多様な相談が行われている。一方では、専門の臨床心理士や心療内科医師などの助力をうけるのが適切な事例も見られるようになり、今後はこれらの専門家との連携体制についても検討する。

学生の課外活動は、大規模大学並みには活発とは言えない状況である。これは、管理栄養士、教員、学芸員などの資格取得のための授業科目数が多く時間的な余裕がないこと、遠方からの通学者がいること、経済的に困窮している学生が学費補填のためにアルバイトをしていること、学生数が少ないためサークルの種類が少ないとことなど、本学特有の事情が大きな原因とみられる。同時に、課外活動の施設（サークル棟）の整備・改善が不十分で、活動する学生に不便を強いている状況であることも要因として挙げられる。施設・設備の充実は本学の大きな課題であり、学生談話室、食堂、サークル棟など学生支援関係の施設充実に努めてゆかなければならない。一方で、弓道部の活躍や大学祭での文化系サークルの発表など、小規模大学なりに学生は活動を行っている。学生の諸活動をさらに充実させる方向については将来構想検討委員会、人事・財務・施設委員会で現在検討を進めている。

本学の教育活動はじめ学生の諸活動を支援する保護者の組織として後援会があり、これまで本学の施設設備の充実や学友会活動の資金的援助、大学祭での協力出展等大きな支援を受けている。また、保護者への広報冊子として「広報TSB」を発行し、本学の教育理念や教育活動、そして「ワクワク100ふろじえくと」などの活動状況を広報し、保護者との共通理解を図る体制が確立されてきている。今後は冊子の配布だけではなく、テレビCMなども駆使した多角的な情報発信を進める方向であり、これらの対応を含めて学生支援の充実化を図っていく。

学生支援と学生サービスの向上は教育機関としての大学の大きな使命である。大学がユニバーサル化を迎えた現在、大学は多様な資質を持つ学生の集団であり、それを理解して学生サービスを行うことが肝要である。この点では、今後も学生支援活動の活性化に向けて活発なFD活動が必要である。これまでに開催された講演会は学長や学生支援委員会主導で開催されているが、今後は一般の教職員からの働きかけによる各種講習会の開催を求

めていきたい。

学生の生活実態調査が行われ、その結果は学生の修学状況や学生生活の問題点、学生からの各種の要望などを把握する機能を果しているので、今後も関係部署と連携を図りながら実態調査を続ける予定である。また、学生サービスに対する学生の意見・要望などは、主にクラス担任の面談、学友会総会での学生の発言、学友会総務部への投書、学生と教員による運営審議会での話し合いのなかで把握されているが、まだ十分ではない。今後も、個々人としての学生の意見の聴取と、それを介した大学活動・運営の活性化を図ることが必要であると考えている。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己評価

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の学則第1条、第3条及び第5条には、本学の目的・使命とこれを受けた学部と各学科の目的が明記されており、この「幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究」するとの目的を達成すべく教育課程が編成されている。そして、家政学と生活美術の両学問分野について、実際の生活様式という視点からの専門的な学修を教育の指針に据え、これら専門課程に重点を置いた教員が配置され、表2-8-1に示すように大学設置基準を上回る教員数を確保している。また、管理栄養士国家試験受験資格や中・高教諭免許状等の各種資格取得に必要な教員も配置している。

教員の年齢構成は25~30歳が4人、31~40歳が6人、41~50歳が5人、51~60歳が11人、61~70歳が6人と51歳以上が全体の半数を超える割合となっており、高齢化の状況にあるが、ここ数年将来構想を見据えた上で、若手教員の採用を行うとともに、次世代教員の養成を目指し助教も授業を担当するシステムをとっている。

表 2-8-1 大学設置基準に基づく必要教員数及び本学の教員数(平成 27 年度)

学部・学科、その他の組織		専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数 ()内は教授で内数		
		教 授	准 教 授	講 師	助 教	計		別表 第 1	別表 第 2	計
家政学部	家政学科	8	5	5	1	19	4	9(5)	8(4)	23(12)
	生活美術学科	5	0	1	2	8	0	6(3)		
家政学部計		13	5	6	3	27	4	15(8)	8(4)	23(12)

2-8-② 教員の採用・昇任、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・任用・昇任については、都度各学科からの要望を基に人事・財務・施設委員会で、教育・研究体制の充実化及び将来構想の観点からその適否について検討している。選考に当たっては「東北生活文化大学教員候補者選考規程」及び「東北生活文化大学教員候補者選考委員会内規」に従い、教員候補者選考委員会において対象者について職歴、年齢、業績、その他学位等の審査を通じて判定が行われ、その後教授会での審議、学長の承認を経て理事長に上申、最終的に理事会で決定される。

教員評価としては、平成 27 年度に「学校法人三島学園人事考課規程」を制定し、法人として教員の執務全般に対して評価を行う体制を整えた。評価領域を教育活動、研究活動、学校運営、地域・社会貢献とし、各項目における自己申請を基に、原則として管理監督教員が考課を行った。

FD 活動に関しては、「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部 FD 委員会規程」に則り、各学科の教員によって構成される FD 委員会を中心に教員の資質、能力向上、規律遵守のための方策を企画・実施している。また、平成 28 年度には同規程を一部改正し SD 活動についても推進する方針を明確にすることにした。

教育面では、「学生による授業改善アンケート実施要綱」に沿って、原則として全ての授業科目(ただし、受講者が非常に少ない科目については実施しない場合がある)に対して学生による授業改善アンケート調査を行っている。更に、常勤教員の担当授業については「公開授業実施要綱」に沿って授業公開期間を設定し、教員間相互の授業評価を実施している。そしてこれらの内容を毎年「FD 活動報告書」としてまとめ、学内において公開している。

教育に係る学内の顕彰制度として、平成 27 年度から授業改善アンケートを指標とした「『学生による授業改善アンケート』授業評価優秀者表彰の候補者推薦要領」による表彰制度を設けた。また、「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部教育改革推進研究奨励賞」を設け先導的な教育活動を支援している。これらに選定された教員の活動につ

いっては、「教員セミナー実施要綱」に沿って開催される FD セミナーにおいて実施報告を行ない、他教員の教育の質向上に役立てている。

研究では、若手研究者の養成を目的とした、50 歳未満の教職員を対象とする「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究奨励賞」を設け、同じく FD セミナーにおいて成果発表を行っている。また、科研費に関しては年に 1 回説明会を開催し、これに合わせて研究倫理、公的研究費コンプライアンスに係る研修を実施している。その他各種の外部資金についても企画課から各教員に都度情報提供を行っている。

FD セミナーでは以上のような教育・研究に係る内容のほか、問題のある学生への対応及び支援を目的として、教員間の情報提供はもとより学外の有識者を招いての講演を実施し、高等教育機関の教員としての資質・能力の向上を図っている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育は、本学の使命・目的である「幅広い教養」の教授との観点から「生活と文化」を学ぶ上で重要な位置付けがなされており、各学科、学務室、教務委員会、基礎教育検討委員会を中心に、そのあり方や内容、学修方法等について検討を行っている。

教育課程としては「学部共通教養科目」の中に、「人間と自然科学」、「人間と社会」、「人間と文化」、「言語とコミュニケーション」、「健康とスポーツ」、「キャリア形成」の各領域を設定し、全 46 科目が開講されている。この中に、生活と環境の相互作用に係る「生活文化論」や「地球環境学」等の科目を入れているのは、本学の特徴といえる。また、初年次教育として開講される「スタディスキルズ」や「ライフデザイン」では入学前学習との連携・展開を配慮している。さらに、学習ポートフォリオに「教養科目・基幹科目について」との項目を設け、教養教育の目的や意義について理解させている。

(2) 2-8 の改善・向上方策(将来計画)

教育目的及び教育課程に対応した教員の確保と配置については、大きな問題点はないと判断する。ただし、カリキュラム・ポリシーの実効性や現教員の資質・能力(専門分野、教育・研究実績、職位等)との整合性について、各組織(学科、専攻、教務委員会、教職課程センター等)で精査していく必要がある。また、年齢構成に関しては大きな偏りがあると言え、教育・研究内容の将来構想を踏まえ、中期的な採用計画の立案と次世代教員の育成が必須である。

教員数については教員 1 人当たりの学生数が家政学科では 10.9 人、生活美術学科では 12.8 人と少人数のため、きめ細やかな教育の実現が可能であり、実学教育の実践、学生生活全般への支援を行っていく上で、担任制を含め少人数教育の体制を本学の特徴として今後も継続していく方針である。

教員の採用・昇任については各種規程の大幅な改正・整備が行われて約 2 年が経過し、その間これら規程が適正に運用され、透明性の確保を含め手続き上の問題はないと判断する。ただし、昇任に当たっては、昇任基準の確認作業及び教員評価実施の必要性が以前から指摘されており、後者は前述の人事考課制度との兼ね合いも考慮されるべきであるが、現在判断材料にするには至っていない。教員評価は、本学のように 1 人の教員が種々雑多な業務を行っていることや、私学において学生募集活動を含む学校運営に係る貢献度等を、

どの様な基準を設け評価するのかに課題があり、現在評価項目の見直しをはじめ改正作業に取り組んでいるところである。今後はその活用方法についても検討を重ね、教員の資質向上にも有効に機能させていく方針である。

FD活動は、学生による授業評価、教員間の授業評価、各種FDセミナーを主なものとし、年間を通じ常時、多くの教員の参加を得て実施されており、大きな問題点はないと判断する。また、取り扱う内容も多岐に渡り、文部科学省関連の各種答申やガイドライン、現代の多様化する学生への対応方法など時宜を得たものになっている。しかし、これらの活動が実際の教育・研究の現場にどの程度フィードバックされているか、実際の教員の資質向上にどれだけ寄与しているのか、具体的な検証は行われておらず、効果測定の仕組みを構築することが課題となっている。また、教員毎のFD及びSD活動への取り組み状況に関しても、総括的に把握・可視化する方策を検討する必要がある。

「授業改善アンケート」は現在、専任教員の授業は原則として全科目で実施しているが、非常勤講師は一部の教員に留まっているので、今後、全非常勤講師の授業についても実施すべく検討中である。

近年加速度的に導入傾向にある学習指導方法、例えばアクティブラーニングやPBLさらには地域社会と連携した実践的授業等についても、情報提供を積極的に行い、各教員のスキルアップを推進していく。

教養教育の実施については、従来から行なってきた入学前教育、それを受けたの初年次教育、バランスのとれた教養教育科目の設定等、体制としてはほぼ整っていると判断できる。今後はカリキュラム・ポリシーの実質化の観点から、大学4年間全体の教育体系に鑑みて各科目の設定の見直しを行っていく。また、大学のユニバーサル化が進行する状況を受けて、よりベーシックな教養教育の実施に係る「学習支援センター」や「補習学習」、「ラーニングコモンズ」等の教育環境の整備についても、今後検討していかなくてはならない。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己評価

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校地は、仙台市の北部に位置する虹の丘団地内の三島学園敷地内にあり、当敷地内には大学・短期大学部・高等学校を併設している。本学キャンパスは、仙台市中心部からはバスで約30分、地下鉄旭ヶ丘駅からバスで約10分、地下鉄八乙女駅からは徒歩で約15分であり、周囲は閑静な住宅街と緑豊かな立地条件に恵まれている。

校地・校舎の面積は、表 2-9-1 の通りであり、大学設置基準を大幅に上回る面積を有している。学部共通の講義室、学科専用の講義室・実験・演習室が適切に配置されており、それぞれの学科の教育目的に合致した設備となっている。

表 2-9-1 校地・校舎面積及び現校地・校舎面積 (m²)

校地面積	設置基準上必要な校地面積	校舎面積	設置基準上必要な校舎面積
64,337	4,400	8,618	5,156

学生食堂の建物は、大学のどの校舎からも行きやすいキャンパスの中央部に位置している。また、本学の生活美術学科の教職員や学生が制作した絵画、彫刻、ステンドグラス等の作品を百周年記念棟ギャラリーを始め構内の各場所に設置するなど、アメニティに配慮した環境作りを行っている。

PC 教室は 53 台設置の教室と 31 台設置の 2 教室があり、情報関連の授業で使用されているが、授業以外の時間は学生が自由に利用できるように開放している。

本学の図書館は、併設の短期大学部と共に活用されており、約 7 万冊の蔵書と約 200 種の雑誌類、約 1600 タイトルの視聴覚資料を有している。開館日及び時間は、土・日・休日は休館、年度始めは通常 8:50 から 18:30 の開館であるが、通常の授業期間中は 20:00 まで開館している。本学図書館は、教育課程を反映して服飾、美術・工芸、食物・栄養分野の蔵書が比較的多いこともある、一般市民への開放も行っており、地域住民への利便性を図っている。図書館システムとして CARIN - i LITE を導入しており、利用者は学内の資料検索や国立国会図書館へのアクセス、また国立情報学研究所が提供する学術情報ポータルサイトを使って国内の学術情報にアクセスすることが可能となっている。

建物の耐震補強は平成 23 年度の東日本大震災以降行っていない。利便性（バリアフリー化）については現在身体的に不自由な学生がいない実情にあるが、今のところ段差箇所の一部スロープ化等の対応がなされている。

校舎等施設・設備の安全管理については、安全管理委員会の委員が定期的に巡回点検し、改修や改善の要望を提出し、それに基づき法人総務部の施設管財課が施設管理の責任を担い、施設の維持・管理に務めている。また、東日本大震災を契機に「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部災害時行動基準」を策定し、「防災カード」を全学生に配布し、常時携帯するように促している。また、毎年一回、地震防災対策としての防災避難訓練を全教職員と全学生で実施しており、防災意識の涵養に努めている。

校舎の清掃管理と学内の警備については、委託管理会社に外注しており、警備員が定時に巡回している。

校舎、体育館、図書館以外に構内にある施設として、下記のものがある。

- ・百周年記念棟ホール

本学園百周年を記念して建てられたもので、3~4 階が 400 席の階段状のホールとなっており、各種講演会、発表会、研究会、オープンキャンパス等の行事の際に利用されている。

・顕彰館

本学園創始者の遺品や関係資料を収蔵している建物で、隣接して創始者の胸像と東屋を設置しているスペースを設けており、学生の憩いの場として利用されている。

・同窓会館

同窓会のオフィスとなっているが、大学祭等のイベント開催の際はその会場として利用され、またクラブ活動の合宿所としても利用されている。また災害時における帰宅困難学生や被災学生の宿泊所としても活用している。

施設・設備に対する学生の意見は、クラス担任との懇談や学友会などにより、定期的にくみ上げる体制が機能している。さらに構内に「意見ボックス」を設置し、学生の個別要望を取り入れ、学生の満足度を高めるように施設・整備の充実を進めている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、学科、専攻別で入学した学生数が同時にクラス編成単位となり、学科専攻科目では、通常はこれを基本単位として授業を行っている。学部共通教養科目は、学科合同の授業のため 1 クラスの学生数が比較的多い科目（100 名以上）もあるが、学科専攻科目は、1 クラスの学生数は各学科・専攻の 1 学年の学生数を上回ることはない。免許・資格取得のための科目は免許・資格取得希望者のみの授業なので、合同授業でも 1 クラスの学生数は 60 名以下である。このように、授業を行う学生数は適正であると言える。なお、各学科・専攻の 1 クラスの人数を表 2-9-2 に示す。

表 2-9-2 クラスの規模（平成 27 年度）

学科・専攻		クラスの規模（人数）				
		1年	2年	3年	4年	平均
家政学科	服飾文化専攻	13	17	13	14	14.3
	健康栄養学専攻	40	44	42	39	41.3
生活美術学科		39	25	31	49	36.0

（2）2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、昭和 49（1974）年に仙台市の中心部から現在の虹の丘キャンパスに移転し、その後、施設・設備の拡充を図ってきた。校地面積については十分な広さを確保しており、将来に向け安定した財政基盤を確立するために定員増を将来構想として計画しているが、定員が大幅に増加した場合でも基準面積が不足する問題は生じない。

一方、校舎の老朽化が進んでいることが最大の問題となっており、耐震補強や建替えを含めた中長期における事業計画案を理事会において策定中である（平成 29 年新棟建設を予定）。施設・設備のバリアフリー化についても本学として対応を検討していく。また、グランドは併設の東北生活文化大学高等学校と共有で使用しているため狭隘が指摘されていることから、現在のグランドの拡充について中・長期計画として理事会での検討が進められている。

本学は、少人数教育を基本としており、授業を行うクラスの人数についても教養科目や基幹科目など履修者が比較的多い講義科目は2クラス以上に分割する等の対応をしている。一方で、科目数の増加により時間割が年々過密状態となっているため、今後、教務委員会を中心に教育課程のスリム化を図り、ゆとりのある授業体制になるよう作業を進めている。

【基準2の自己評価】

学生の受入れに関しては、入学者受入れの方針や入試方法、入学定員を明確にし、「入学試験要項」等で周知を図っており、また、志願者数・受験者数・合格者数などのデータを公表している。本学では、入学者受け入れ方針に基づいた多様な入試を行い、多岐にわたる能力と学習意欲を持った高校生に対して広く受験の機会を用意している。今後、高校生の進路に関する動向を見ながら入試の方法の改善や新しいタイプの入試を行うことを検討している。

教育課程については、学科、専攻の教育目的を踏まえた教育課程編成方針を設定したうえで、1~2年次ではスタディスキルズに始まる初年次教育を行うと共に、基礎教育科目（学部共通教養科目）と家政学部基幹科目を履修させるようにして、大学4年間を通して体系的に学ぶことができるよう編成されている。それらの科目の学修を踏まえて、2~3年次には、専門的・実践的能力を身に付けるべく学科専攻科目を履修し、4年次には学修の集大成として応用的能力を育成すべく課題研究、卒業研究（卒業論文、卒業制作）を履修する。課題研究や卒業制作の成果は学内教職員のみならず学外者にも公開されている。また、PBL方式の授業も導入し、学習意欲の向上や実践的能力の育成を図っている。このように教育課程は体系的、順次的に組織・編成されるよう考慮されたものになっている。さらに、形式的な履修に陥らず、時間をかけて学習し学習効果を高めるようにするために、各学年で修得単位数の上限を設けている。

教授方法については、科目の名称や内容により、どのような授業方法を採用するかは各授業担当教員の創意工夫に委ねられている。一方では、FD活動の一環として授業改善アンケート調査を行って自己評価と改善を行い、また、公開授業を実施することにより、各教員は「授業力」を向上させることに努めている。

近年、大学のユニバーサル化や入試の多様化などに伴い、大学生の学力低下の問題が生じているため、本学でも初年次教育や基礎教育の一層の充実が求められるようになっている。また、少数ではあるが学習面でも個人的な支援を必要とする学生が見られるようになった。このような学生に対しては、少人数教育の利点を生かして、クラス担任や授業担当者が当該学生の状況に応じた学習指導の支援をするようにしている。

キャリア支援教育はその重要性が強調され、各大学が力を入れている分野である。本学でも1年次から組織的・体系的に実施する体制が整っており、全学科において、スタディスキルズ、ライフデザイン、キャリア開発、キャリアサポートの名称でキャリア教育に関する科目を開設している。3年次以降は学生支援委員会、学生課職員、クラス担任が中心となって、就職意識の向上、就職活動に必要な基礎的知識の習得、個別の相談と助言、教職員や外部講師による講義、卒業生の体験談、SPI対策など様々な形で就職支援を実施し

ている。本学の学生は、他大学の学生に比べて、就職活動への取り組みが遅く、概して就職活動も不活発な傾向があるため、ハローワーク担当者による相談や就職セミナーの開催などを行って支援をさらに強化している。

教育目的の達成状況に関する評価については、本学では、FD 活動が比較的活発であるため、授業改善アンケート調査や学修状況の調査結果、学生からの意見・要望を基にして、各教員は学修成果の把握、教育内容の見直し、授業方法の改善などを行っている。平成 24 年度から各学生に学習ポートフォリオを作成させ、また、平成 25 年度からは成績評価に GPA 制度を導入して、共に教育活動に活用しているが、さらに有効な活用法を検討する必要がある。

学生生活に対する支援については、組織としては学生支援室、学生課、保健管理センター、学生相談所があり、年間行事(活動)予定に組み込まれている定期的な業務をする他、隨時、学生生活の安定・向上のための活動を行っており、その業務内容は広範囲にわたる。また、クラス担任、学科長、専攻主任、さらには助手・副手も学修の支援を含めて学生生活の指導・助言に当っている。学生の経済的支援は、学生支援機構からの奨学金の他、三島学園香風会学業奨学金があり、成績優秀者を対象に給付している。これらの他に学生生活を支援する組織として、保護者で組織する後援会があり、学生の課外活動などへの補助や学内環境の整備への援助が行われている。さらに、年 1 回の後援会総会開催時には、大学の教育活動に関する報告がなされる他、学科別にクラス担任との懇談や個別面談が行われている。このように、後援会組織は大学教育について保護者との連携を強める役割を担っている。

教員の配置・職能開発等については、教員の平均年齢が高い傾向にあるものの、教員の採用・昇任についての規程が整備され、適切に運用されている。また、各教員は、FD 活動の実施や各種学会、研修会等に参加するなどして、資質・能力を向上させるべく努めている。

校地、運動場、図書館、OA 室を始め各種教育研究施設は整備されているが、多くの施設が老朽化の状況にあり、その改善が必要であると考えている。施設・設備に対する学生の要望はクラス担任及び学友会等を通してくみ上げており、施設・設備の改善作業に反映されている。授業を行うクラスサイズは平均で約 40 名であり、本学の特徴とする少人数教育を実施するのに適したサイズであると考えている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己評価

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人三島学園寄附行為第3条に、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、時世の求める理想的な教育を施し、設立者である三島駒治及び三島よしの教育精神を体し、わが国教育の振興改善と人材育成に寄与することを目的とする」と掲げ、一貫して教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法に従って経営することを表明している。さらに、教育基本法、学校教育法、私立学校法及び大学設置基準等の関係法令が要求している遵守事項についても、一般に必要とされる諸々の規程を一通り整備して、それに基づいて誠実に業務を執行している。

また、組織倫理については、本学園の全教職員を対象に、「三島学園教職員倫理綱領」を定めているほか、大学及び短期大学部の教員を対象に、「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究倫理規程」、「東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部における研究者の行動規範」等を定めて組織倫理の確立に努めている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は「励み、謹み、慈み」を校訓として「高い知識と技倆を修め、常に文化創造に寄与する、清く、正しく、健全な人間の育成を目指す」との建学の精神を堅持してきた。この精神に基づき、大学の使命を「幅広い教養と生活と文化に深く根ざした学びで、地域の担い手として社会に貢献できる人間性豊かな人材を育成します」と設定した。これは従来の使命を基礎にして、時代に即応した表現とするため、将来構想検討委員会が中心となつて平成23年度に明文化したものである。なお、学則では平成24年12月に条文を整理して、第1条に「目的及び使命」として規定した。

本学は、この目的及び使命を柱として、社会から大学に負託されている教育研究機能を活性化し、「魅力ある大学」づくりに向けて前進しつつあり、教職員向けには「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部要覧」冊子を、学生向けには「学生便覧」を配布し、それぞれページを設けて使命と目的を強調し、全教職員と学生の意識向上に努めている。

また、年2回「広報 TSB」を作成し、本学情報について教職員が共通理解すべき事項を記載しており、本学の共通目標に向けて、学科・専攻間の連携を深めるものとして活用

されている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に 関連する法令の遵守

本学園は、3-1-①で述べたとおり、教育基本法、学校教育法、私立学校法等に基づいて寄附行為をはじめ諸々の規程を整備し、遵守に努めている。大学の設置、運営において、教育研究上の基本組織、教員組織、教員の資格等は全て設置基準を満たしており、校地、校舎等の施設も全て設置基準を満たしている。例えば校地・校舎面積、教員数について設置基準の求める必要数と実数との対比は次表のとおりである。

表 3-1-1 大学設置基準に基づく必要数と実数

	必要数	実 数
専任教員数	23 人	27 人
教授数	12 人	13 人
校地面積	4,400 m ²	64,337 m ²
校舎面積	5,156 m ²	8,618 m ²

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

a) 環境保全への配慮

本学園の所在地である仙台市泉区虹の丘は、元は丸田山と呼ばれた国有林で、本学園は、昭和 49（1974）年に仙台駅にほど近い市街地からこの地に全面移転したものである。それゆえ雑木林に囲まれた中に校地を造成してスタートしており、現在も三方を林に囲まれ自然環境には恵まれている。また、キャンパス内の植栽にも配慮しており、随處に学生や教職員の絵画・彫刻作品などを配置して感性豊かな空間を演出し、極力環境保全に努めている。

一方、施設・設備の老朽化が顕在化しており、重油を燃やす低効率のスチーム暖房や老朽化が進んでいる水道配管などを含め、対策を急がねばならぬ環境問題があるほか、バリアフリーなどの対策も遅れていると言わざるを得ない。

b) 人権への配慮

本学園の人権問題に関する規程類は次のとおりである。

- ・ 「キャンパス・ハラスメント」の防止に関するガイドライン
- ・ 個人情報保護規則及び個人情報保護規則施行細則
- ・ 三島学園教職員倫理綱領
- ・ 学校法人三島学園公益通報者の保護に関する規程

なお上記のほか、「セクシャル・ハラスメント」に関する就業規則にも遵守事項の定めがある（第4章第 32 条第 2 項）。学生向けには、「学生便覧」の中にページを設け、「キャンパス・ハラスメントに関して」との見出しを掲げてハラスメントについて詳述し、被害にあった際の大学の相談窓口を明記して指針としている。

また、公益通報に関する規程も設けている。

c) 安全への配慮

本学園の安全管理に関する規程類は次のとおりである。

- ・ 学校法人三島学園防災管理規程
- ・ 事故処理内規
- ・ 学校法人三島学園安全衛生管理規程
- ・ 三島学園毒物・劇物取扱規程

これらの規程を基に、防災管理委員会が組織され、学園全体の管理を目的に機能しており、火元責任者による予防管理や自衛消防隊による災害発生時の実働体制も定められている。また安全衛生委員会では、メンタルケアを含む教職員の衛生管理にも配慮している。そのほか、大学・短期大学部にも独自の安全管理委員会が組織され、その主導により、東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部災害時行動基準や学生向けの「防災カード」を作成し、また避難訓練の計画・実施を担当して安全への配慮を具体化している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

a) 教育情報の公表

学校教育法施行規則に基づく教育情報の公表に準拠し、平成23年度から東北生活文化大学のホームページに「教育研究活動等情報」のコーナーを設けて、表3-1-2に掲げる諸情報を公表している。

表 3-1-2 ホームページ上に公表している教育情報

教育研究活動等情報	内 容
教員組織	教員組織、教員数、教員年齢構成、 教員一人当たり学生数、専任教員と非常勤教員の比率、教員紹介（学位・業績等）
学生等状況	入学者に関する受入方針、入学者推移、編入学者数、収容定員、 在学生数、留学生数及び海外派遣学生数、卒業者数、進学者数、就職者数、その他進学・就職等の状況
授業	シラバス・カリキュラム 学修成果の評価、卒業認定の基準 履修モデル
施設・設備等	キャンパス概要、交通手段、課外活動の状況
授業料、入学料、その他の費用	授業料等
修学、就職、心身の健康支援等	授業・学生生活 保健センター 授業・学生生活 学生生活支援
国際交流・社会貢献等	大学間学術交流協定校（2015年、アメリカ合衆国 トリニティ大学） 社会貢献活動（地域連携活動）、開放講座・公開講座、出前授業 大学間連携（学都仙台コンソーシアム） 産官学連携（産学連携協議会）

またその中から主な基本情報の一部を抜粋して毎年度の事業報告書に取り入れ、第Ⅱ章に「設置している大学、短大及び高校等に関する基本情報」としてまとめ、印刷物にして

いる。

この事業報告書は、閲覧を義務づけられた書類として総務部に備え付け、利害関係人の請求に応じて閲覧に供している上、平成17年度分以降は事業報告書をホームページの法人のコーナー（「三島学園について」）に公表している。

b) 財務情報の公表

財務情報の公表については、寄附行為第 36 条に、「財産目録等の備付け及び閲覧」の見出しを付して、会計年度ごとの「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」及び「事業報告書」の作成と、これに「監査報告書」を加えた書類の備付けと利害関係人の請求に応じてこれを閲覧に供することを明記している。その規定に基づいて作成された前記の財務情報は、総務部に備え付けられると共に、毎年度の事業報告書に取り入れ、第IV章に「財務の概要」としてまとめ、財務データの解説を付して掲載されている。事業報告書は、前述のとおり、ホームページの法人のコーナー（「三島学園について」）に公表されているので、平成 17 年度以降の財務情報が、利害関係者のみならず全ての人に公表されている。

(2) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

法人や大学の運営については、組織体制や諸規程を整え、関係法令を遵守して適切に行われていると判断しているが、永続的に使命を果たしていくためには、校舎の老朽化対策を含む教育環境整備の根本的な対策確立が必要である。中長期計画の確立が遅れていることが経営上大きな問題点と考えており、三島学園組織運営検討委員会で早急に取りまとめることとしている。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己評価

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人の行う業務は全て本法人の使命・目的の達成のために行われるものであり、学校法人三島学園寄附行為第 17 条と学校法人三島学園寄附行為施行細則（以下本基準において「細則」という）第 5 条において次のように定められている。

（理事会）

第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

[細則]

（理事会）

第 5 条 寄附行為第 17 条に基づく理事会は、学校法人の最高意思決定機関として、学校法人が設置する学校の充実発展のため、有効適切な管理・運営に必要な基本方針、計画、施策等を審議するとともに、学校法人の業務を決定し、その円滑な運営を図るものとする。

すなわち、理事会は本法人の最高意思決定機関であり、理事会を構成する役員は、その選任方法が私立学校法に準拠して寄附行為中に明確に定められ（第 6 条～第 8 条）、その規定に従って選任されている。理事の定員は「7 人以上 11 人以内」と定められ、現在 10 人の理事が就任して運営体制は整っている。10 人中、理事長を含めて 5 人が常勤で、学外理事は 5 名である。理事会では本学の使命・目的が達成されるように戦略的観点で審議され、意思決定されている。

また、理事の選任は寄附行為第 7 条に次のように定められており、これに従い適切に選任されている。

（理事の選任）

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東北生活文化大学長、東北生活文化大学短期大学部学長、東北生活文化大学高等學校長、ますみ幼稚園長は、その互選により 1 乃至 2 人
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人
- (3) 第 1 号及び第 2 号の規定により選任された理事以外で、この法人に關係のある学識経験者のうちから、評議員会の意見を聞いて理事会で選任した者 3 人以上 8 人以内

理事会は、定例として毎年度 5 月、10 月、1 月及び 3 月に開催することを原則とし、必要に応じて隨時開催しており（細則第 8 条）、さらに、細則第 12 条に、次のように定めて理事会の機能性強化を図っている。

（学内理事会への委任）

第 12 条 理事会は、寄附行為第 17 条第 2 項に定める事項及び前第 6 条に定める事項の一部の業務を学内理事会に委任することができる。

学内理事会は、細則の規定上、理事長、常勤の理事、監事及び理事長が必要と認めた教職員により構成され（細則第 14 条）、毎月 1 回開催を原則（細則第 15 条）としている。実際には、理事長、常勤理事 4 名、監事 1 名のほか、大学・短大の各学科長計 3 名、高校教頭 2 名、総務部長、財務部長、大学事務部長、高校事務長による合計 14 名が出席して原則どおり開催されている。なお、学内理事会において議決権を有するのは理事のみである（細則第 17 条）。

理事会が審議し、決定すべき事項は、細則第 6 条に定められ、学内理事会に委任する事項は同第 12 条に定められている。

なお、細則第 17 条第 10 項には、「理事会に付議される事項につき書面をもって、あ

らかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」の定めがあり、平成 27 年度に開催された 4 回の定例理事会において、議決権行使書による出席 2 件を含め、理事の出席率は 92.5% であった。また 2 名の監事の出席率は 75% であったが、監事が不在の理事会はなかった。法人の意志決定機関として十分に機能した。

一方、学内理事会も、11 回行われた 24 年度の学内理事会で、一部の理事の欠席があつたのは 1 回、他の構成員の欠席があつたのは 6 回で、審議に支障を来すことはなかった。

(2) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会を中心とする組織体制やそれを運営するための諸規程は整っており、理事会及びその機能的意志決定のための学内理事会が適正に活動し、日常業務推進については役割を果たしていると判断している。経営戦略の根本となるべき学園全体としての中長期計画の確立が急がれるため、計画立案の中心となるべき三島学園組織運営検討委員会がリーダーシップをとり、中長期経営戦略を早急に作成する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己評価

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学の組織・運営に関する審議機関の中心的機関は「教授会」である。東北生活文化大学学則第 10 章第 50 条では、教授会の設置について定められており、教授会に関するその他の事項については別に「東北生活文化大学教授会規程」が設けられている。「教授会」が大学として意思決定するための最終的な審議機関として位置付けられていることは図 3-3-1 に示すとおりである。

以下に、教育・研究組織における主な運営体の役割について述べる。

a) 教授会

教授会は「東北生活文化大学教授会規程」及び「教授会に関する了解事項」によって運営されており、学長、学部長、専任の教授、准教授及び専任講師によって構成されている。さらに、助教と前述の了解事項に定める事務職員が参加しており、教授会のスムースな運営と多角的な意見の集約、そして大学における決定事項の全学的周知と執行を図っている。通常は毎月 1 回（毎年 8 月を除く）開催され、必要に応じて臨時教授会が開催される。教授会の議題は運営会議で討議、整理される。

b) 運営会議

運営会議は「運営会議規程」により運営され、学長、学部長、学科長、事務局長、事務部長、室長、図書館長、保健センター長、課長により構成されている。教学運営に関する

重要事項、教授会の議題に関する事項等が審議され、意見の調整を行う。また、教授会の議題として新たな審議事項についての提案・検討も行っている。

c) 室

教員組織としての審議機関は教授会であるが、教学関係の諸施策の検討や実施についての意見調整などについて、8室（総務室、将来構想室、広報入試室、評価室、学務室、学生支援室、図書館及び保健センター）に所属する各種委員会で立案・審議している。すなわち、教学全体をそれぞれのカテゴリーごとに効率的に審議、意見調整をする観点で、8室に分け、各室に所属する委員会が具体的な立案・審議や意見の集約を行っている。各室は必要に応じて所属委員会の委員長による室会議（意見調整会議）を適宜開催している。

d) 委員会

大学における教育・研究活動を円滑に実施するため、また教授会、運営会議などでの審議事項についての調査・研究・立案などを行うために、目的に応じて各種の委員会が設定され、それぞれの委員会はカテゴリーで分類された「室」に所属している。各委員会は規程に定められた事項の他、学長及び運営会議からの諮問を受けて立案・審議されるとともに、委員会からの提議は運営会議での審議を経て、教授会に報告事項又は審議事項として付される。委員会の運営は各委員会規程に従っている。

e) 学科会議

教授会及び運営会議における審議事項について、各学科での予備的審議を行うとともに、各種委員会での調査・立案についての意見集約を図るために、学科ごとの全教職員による学科会議が開かれ、頻繁に実質的な連絡協議が行われている。本学は比較的教育内容の異なる2つの学科で構成されていることから、それぞれの学科の特徴を意思決定に反映するため、伝統的に各学科会議での検討が重要となっている。

学科会議は、各学科の事情に即して学科長に運営が任せられているが、基本的に学科を構成しているすべての教職員が参加して行われており、学科運営を円滑にするとともに教育現場に密着した問題点や要望について討議され、これらの内容が各種委員会にも反映されることとなっている。

本学は少人数教育を重視し、きめ細かな指導を行うためにクラス担任制度を設けている。学生個々人の修学状況や学習環境などの授業に直結した問題、学生の生活状況、学生の就職活動状況などについて、クラス担任の教員や各教員から直接報告を受け、討議・検討し、これらを基に手厚い指導をするために、学科会議は重要な役割を果たしている。

平成27年5月1日現在

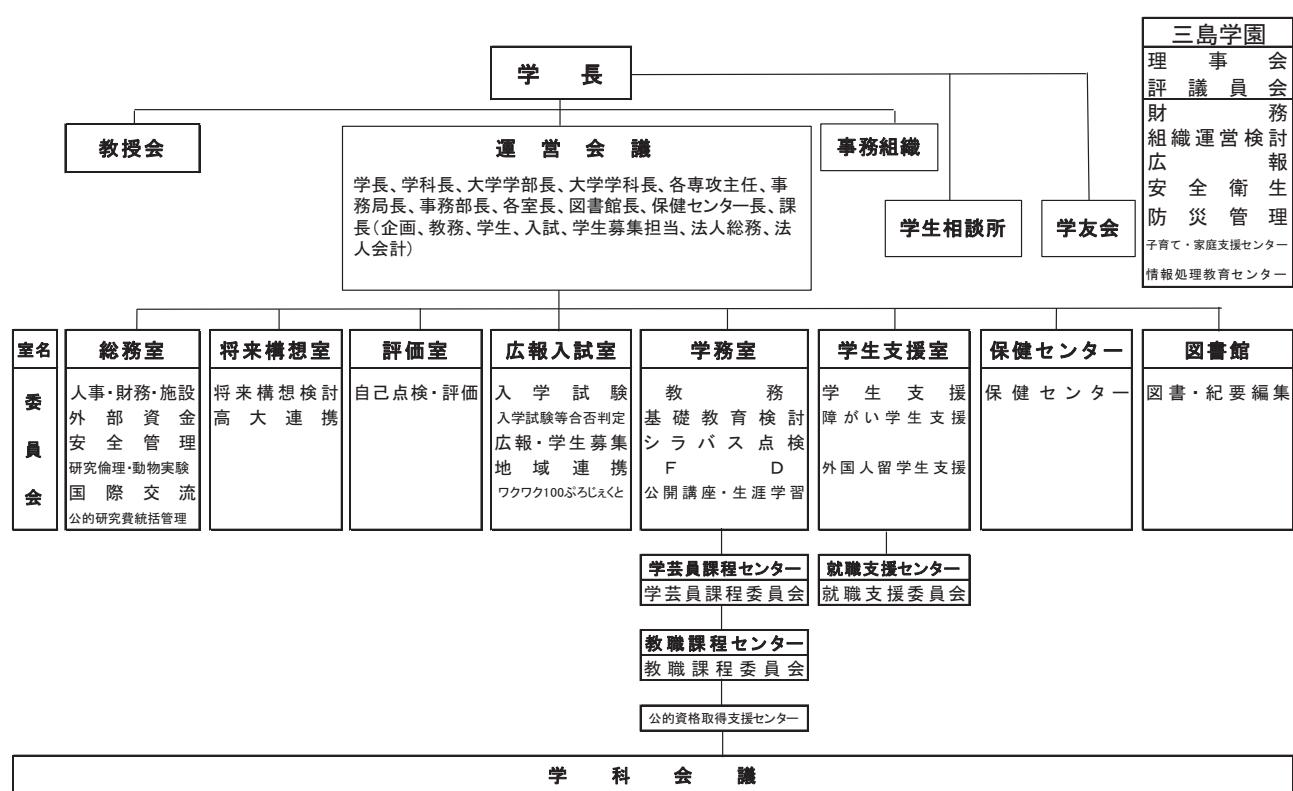


図 3-3-1 東北生活文化大学運営体制

図 3-3-1 に示す各組織については、学科会議等一部を除き規程が整備されており、その中で権限と責任が明確であり、意思決定までの意見の集約や審議についてもその機能は十分に果たされている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学の学長は、教学の責任者としての責務を果たすと同時に、学園運営の理事も兼ねていることから、理事会や評議員会での審議を踏まえて学園内における本学の位置付けや学園内の他の併設校との連携を的確に把握し得る立場にあり、本学の教育・研究活動や業務執行について適切な運営を図ることができる。

本学の運営に関して、学長は大学の審議機関である教授会と運営会議の議長であり、またこれらの会議を招集する権限を持ち、本学の教育研究活動と運営において意思決定の中核的役割を果たしている。また、学園の管理・運営に携わっている常務理事は、大学の各種委員会である人事・財務・施設委員会の委員長と将来構想検討委員会等の委員も兼ねており、大学の重要事項や事業計画について本学園の最高意思決定機関である理事会での審議を通して学長を補佐する役割も果たしている。

さらに、学長は隨時、各種委員会に出席して、意見の集約と意向を伝えている。

以上のように、大学の意思決定と業務執行について、学長が中心的役割を果たす仕組みは整っており、その中でリーダーシップを十分に発揮している。

(2) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

現行の体制のもとで、大学の意思決定や業務執行は的確に実現されていると判断している。また、本学の運営体制もほぼ整備されており、学長のリーダーシップを尊重した大学運営が行なわれつつある現在の仕組みは、本学の運営体制として平成 27 年度から実施された。新規に設置した委員会もあり、大学が抱えているさまざまな問題点を顕在化し教職員の意識向上に繋がったことは大いに評価できるが、一方で教職員の負担が増大しているという実情にある。今後も運営の実績を踏まえ、本学の将来構想を見据えた将来構想検討委員会、高大連携委員会等の各種委員会の強化と、他の各種委員会の統合化についても検討を行い、本学の規模に見合った運営体制の整備を図っていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

«3-4 の視点»

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己評価

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本法人における理事長の職務は、寄附行為第 12 条に次のように定められている。
(理事長の職務)

第 12 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

一方、大学学長の職務は、組織運営規程に次のように定められている（第 3 章第 13 条第 1 項）。

（大学長・副学長）

第 13 条 大学長は、大学の校務を掌理し、所属の教職員を統括し、大学を代表する。

すなわち、理事長は理事会・学内理事会のほか、寄附行為施行細則及び組織運営規程に定める財務委員会や組織運営委員会等の審議機関の審議に基づいて法人としての業務を総理する。学長は、大学を代表して教学部門の運営を推進する立場にあることが明確にされており、図 3-1-1 に示す運営体制の下に、運営会議を中心とする各種委員会の審議を経て、学則に基づく教授会を運営し、教学業務を推進している。

学長は、寄附行為にいう 1 号理事として理事の一員であり、理事会に出席して法人と大学の各管理運営機関とのコミュニケーション円滑化の先頭に立ち、理事会等の法人の動きを含む最新の情報を伝えて、情報の共有化を図っている。教授会では法人事務局長が理事会報告を行い、学園の運営・経営の状況の周知を図っている。

一方、教授会の議題と審議内容については、教授会に出席している事務局長によって理

事長に報告されるほか、適宜学長から理事長に報告して意思疎通を図っている。

毎月1回開催している学内理事会には各学科長と大学事務部長が陪席しており、学科運営の状況が理事会に伝達されると共に、理事会の意向を学科長等がくみとる体制がとられている。このように、理事会と教授会の審議事項は各委員を介して共有化されており、また、相互チェックされる体制にある。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事会・学内理事会の議を経た法人の決定事項は、決定の過程で寄附行為第8条に基づき選任された監事が少なくとも1名必ず出席して、監事としてのチェックが行われ、理事会決定の前後には、寄附行為第20条から26条に規定されている評議員会による答申や承認が行なわれている。平成27年度は評議員会が2回開催され、その出席率はほぼ100%に近い状況にあり、チェック機能として働いている。その他、公認会計士による会計監査が、監査契約に基づき、毎年定期的に行われており、その都度、法人の監事と公認会計士が会合して意見交換が行われ、法人の業務がチェックされている。

一方、法人の決定事項を大学の各管理運営機関に伝える場合は、教授会及び大学の運営会議を通じて、理事である学長から直接伝えられるほか、法人事務局長もこれに出席して必要に応じて適宜情報を補う仕組みになっている。また、学内理事会のメンバーである学科長から各学科に伝えられる場合もあり、運営会議とは別に、学長、学部長、学科長、大学事務部長による連絡会も必要に応じて開催されて法人の業務がチェックされている。

事務部門間では、毎月1回開催される部課長会議が、法人の事務局長、総務部長、財務部長、大学事務部の事務部長、教務課長、学生課長、入試課長及び高校事務長を構成メンバーとして行われるほか、大学事務部内で大学・短大事務部連絡会議が随時行われて情報の共有化が図られている。

法人の決定に大学の運営機関が異を唱える必要が生じた場合、上述の諸会議の意見を教授会が集約し、最終的に学長が大学を代表して理事会に臨むことになる。

すなわち本法人のガバナンスは、理事会を中心に原則どおり機能している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長と学長の職務については、3-4-①に述べたとおりであり、両者がそれぞれの職務においてリーダーシップを発揮している。理事会には大学の学長、学部長及び高校長が理事として出席しており、評議員会には短大学科長、高校教頭、幼稚園長及び保育園長が評議員として出席し、さらに学内理事会には、大学学科長及び事務部長、高校事務長も加わって、毎月審議が行われている。このように、ボトムアップにも配慮した運営を実施することにより、部門間のコミュニケーションはバランスよく行われている。

本学は小規模大学であるメリットが活用され、理事長と教職員間の距離は近く、個別コミュニケーションがとられており、これを通じても教職員の提案等をくみ上げができる。また、学科会議で審議された提案等は、運営会議を経て、教授会で審議されるボトムアップ体制をとっている。

(2) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学のコミュニケーション、そして大学のボトムアップとトップダウンの体制は円滑に行われ、ガバナンス上の問題は生じていない。

学園全体の将来計画を検討する組織として三島学園組織運営検討委員会があり、ボトムアップも配慮した意見集約が図られている。一方、提案等を具体化するための法人のスタッフが手薄で、理事長が十分にリーダーシップを発揮し得ない点が時に見られており、これについては財政上許容される範囲で補佐体制を強化していく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己評価

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

理事長を補佐する体制としては、規程上は、寄附行為第6条第3項に「理事（理事長を除く）のうち1人を常務理事とすることができるものとし、必要に応じて理事総数の過半数の議決により選任する」との定めを設けている。同第13条に「常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する」と定めているほか、寄附行為施行細則第2条に「理事長は、理事会の議を経て、理事の中から理事長を補佐する副理事長を置くことができる」との定めを設けている。同第3条に「寄附行為第15条に係る理事長の職務の代理は、次の順位に従うものとする。（1）副理事長（2）常務理事（3）理事のうち年長の者」と定めて、理事長に事故ある時等の代理者を明確にしている。現状は、副理事長は置かれておらず、常務理事が選任されて理事長を補佐している。

事務組織は、「学校法人三島学園組織運営規程」に基づいており、同規程の別表1により、その概略が示されている。各部署の業務の分担については、同規程のほか、「学校法人三島学園事務分掌規程」により、事務分掌が明確にされている。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本法人の業務執行体制は、理事長—法人事務局長のラインに連なる2部4課からなる法人事務局と、理事長—学長のラインに連なる4課からなる大学・短大事務部が事務組織の基本骨格を形成し、後者のラインには、8室が置かれて教学部門を支援する組織となっている。これらの支援組織の長は大学・短大の教員であり、室の実態は室長を委員長とする委員会組織であって、それぞれの所掌事項と執行責任を明確にした運営を行っており、大学・短大事務部の4課のいずれかが各室の事務を担当している。

各委員会及び各室の業務執行状況は毎月 1 回開催される運営会議で報告され、審議される。その審議結果は学長を通して教授会で議論され、執行される体制にある。

事務組織は、平成 19 年度に実施された認証評価の際、将来の改善計画として「管理部門と教学部門の連携強化」や「法人事務局及び教学事務部の役割分担の明確化」等を掲げたことを受けて行われた組織改編の結果もたらされたものである。当時 3 課 1 室体制であった法人事務局は、総務部、財務部の 2 部制となり、施設管財課、広報課（旧広報室）が新設されて 4 課となった。また、大学事務部は、当時の 3 課に企画課が新設されて 4 課になった。さらに当時の 3 部を室に改めて 8 室に拡充し、かつ大学事務部長の指揮監督の権限を明確にしたことにより、管理体制と機能性は格段に強化されている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本学では、運営会議や支援組織である 8 室が所管するほとんどの委員会において、事務職員が正規の委員として加わり、教員と共に委員会を運営している。また教授会にも、教授会規程第 2 条第 2 項の「教授会は、必要に応じ、教授会の構成員以外の者を出席させることができる」に基づいて、課長職のみならず若手の大学事務職員も陪席して、情報を共有している。この 2 つが職員の資質・能力向上の有効な機会となっている。

また、組織的研修機会としては、評価室に SD 委員会が設けられ、事務職員の学内研修を含む研修計画の立案が予定されていたが、活発とは言い難く、平成 24 年度の PDCA 実施報告において、優先促進課題の一つに挙げられた。その後、SD は法人全体で取り組むべき課題として、平成 25 年度から委員会を廃止し、法人として学園全体の SD 活動を推進してゆくこととした。

なお、学内の SD 研修が立ち後れている状況を補完するため、大学事務職員のみならず、法人事務局や高校事務室の事務職員についても、日本私立大学協会等の各種団体や企業が主催する研修会に積極的に参加する機会を与えて、資質・能力向上に配慮している。また、FD 委員会企画の研修会に職員も参加するなど、職員の研修の機会を増やすようにしている。

(2) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

日常の業務執行体制はほぼ整備され、平成 23 年度以降にさらなる効率化を図るために進められた大学事務の組織改編は機能を発揮しつつある。一方、法人事務局及び大学事務部の組織は事務員の流動が少なく、組織編成上の改善が遅れている。本学の永続的発展のため事務職員の資質向上は必要不可欠であり、今後は人事考課制度と学内事務研修体制の整備を推進する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己評価

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財政運営の確立

毎年度の予算については、各学科・事務部・各委員会より提出された予算要求が大学の人事・財務・施設委員会で審議される。この結果はさらに各部門・部局単位で立案された事業計画案に基づいて、理事会の諮問機関である財務委員会で検討され、理事会を経て各年度の予算に反映されている。中長期的な計画については、学園内の各部門で検討された将来構想に基づいて三島学園組織運営検討委員会で討議され、財務委員会を経て理事会で決定される仕組みとなっている。

本学は収容定員 436 名の小規模单一学部の大学であり、収容定員が充足したとしてもスケールメリットが小さい。また、校舎の老朽化による教育環境の悪化が問題となっており、これは学生確保上の問題点としても指摘されている。したがって、中長期構想としては、安定した財政基盤の確立に向けて大学の適正規模を図ることと、校舎の整備を行っていくこととしており、これらの計画に対し適切な資金計画を検討している。

本学園の資金計画としては、本学園の次年度繰越支払資金は、平成 24 年度は震災復旧事業により短大体育館の建設を行ったため前年度比較で減少したが、平成 19 年度と較べると平成 23 年度まで約 2.5 倍に増加しており、この資金の一部を 5 ヶ年計画で積立てていくこととしている。また、平成 25 年度から第 2 号基本金の積立てを開始し、教育振興会からの寄付金の一部を組み入れることにしており、学納金・補助金以外の寄付金である教育研究資金も含めて財務計画を立てることにより、財務運営を適切なものにしている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園の財務状況は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」で公表されている財務比率の系統別平均値と比べて概ね全国平均並みであるが、安定した財務基盤を確立するためには、大学・短大部門の学生確保が欠かせない。人件費については、毎年度帰属収入に見合った人件費等の支出についての見直しを理事会で検討することとしている。しかし、全国平均と比較すると人件費比率が過去 5 年間の平均値で 61.4% と高く、これは 3-6-①で述べたように大学の総入学定員が少ないため学生生徒等納付金収入に限界があることが原因で、今後定員増を検討するなどして改善を図っていく予定である。

また、教育研究経費比率は 25% 前後、管理経費比率は 10% 前後で推移しており、学園全体としての収支バランスは健全であり、外部負債についても返済は順調に行われており、運用資産の範囲内で収支バランスは確保されている。

(2) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

収支バランスの確保では、学生生徒等納付金収入の確保が第一である。今まで限られた収入の予測を厳格に査定し、その範囲内で最大限の教育効果を目指して予算を組んでき

たが、今後は本学の中長期計画に基づく財務計画を策定し、将来に亘って安定した財政基盤を目指していく。そのため、学部学科の改組を踏まえた積極的な施設整備の拡充を進める必要があり、本学園独自の給与体系を確立していくなど支出の抑制に努める。また、日本私立学校振興・共済事業団の融資制度等を利用し借入期間の長期化を図る。これにより、単年度の資金支出負担を軽減することができ、中長期計画にある諸目標を達成することで、長期的視点において収入と支出のバランスを確保できる運営を目指すこととしている。

なお、外部資金の導入については、科学研究費助成事業や政府の公募事業等に応募しているものの、結果に結び付かない場合もあるが、今後とも積極的に応募していく。

3-7 会計

«3-7 の視点»

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己評価

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、学校会計基準に基づき、学校法人三島学園経理規程に則って行われている。

会計処理上、判断が困難な場合は、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に問い合わせて指導を受け適切に処理している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、公認会計士と監事による監査を実施している。前者による監査は、毎年度に公認会計士と監査契約書を取り交わし（監査予定時間210時間／年）、定期的に年3回の監査を実施し、その都度学園の監事や理事との面談の機会を設け、運営方針や大学を取り巻く内外の動向について討議している。

また、学園の監事（寄附行為による定員2名以上3名以内に対し、現員2名）の行う監査については、学校法人三島学園監事監査規程を設け、その定めにしたがって定時監査を行うほか、定例の理事会にも2名の監事が出席して意見を述べ、さらに2名中1名の監事は学内理事会のメンバーとして、毎月行われる学内理事会に出席して意見を述べることができる。理事と監事はすべての最新の審議事項について情報を共有しており、会計監査を含め監査業務は適切に行われている。

なお、毎年5月に行なわれる期末の監事監査においては、公認会計士ならびに監事により会計監査と業務監査が実施されている。

(2) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

将来的には、監査室を設けて内部監査を行うことを視野に、他学の実施例の調査等情報収集を行っている。小規模校である本学にとって、緊急の課題が山積している現状にあつ

て、監査室の設置や内部監査の実施で、特に教学部門の教育改革の進捗状況を監査することは、財政基盤の確立にとって喫緊の課題である。

[基準3の自己評価]

本学は、経営と教學が明瞭に分担され、誠実で透明性の高い経営を行っており、法令に基づいた経営体制（理事会・評議員会）が整備され、理事会や評議員会等も健全に機能している。また、役員及び教職員の業務執行体制は整備されており、適切に機能している。

大学の運営において学長－運営会議－室－委員会－学科会議の体制の下で、教授会の審議を経て執行されており、学長のリーダーシップはもとより、ボトムアップとトップダウンも充分に機能している体制にある。

会計処理及び会計監査は、年3回行なわれる監査法人による会計処理についての監査と、監事監査との合同監査なども行ない、二重チェックにより適正かつ厳正に行われている。しかし、財務状況は、在籍者数の減少により人件費比率が上昇し、対策を要する状況である。

入学定員の充足はもとより、在籍者の退学・休学の減少を対策しつつ、財政健全化には定員増が必要というジレンマに陥っており、中長期の将来計画の確立が永続的経営上の急務であり、検討を進めつつある。

校舎老朽化への対処を含む教育環境整備と事務職員の資質向上のための支援体制についても早急な解決課題である。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

『4-1の視点』

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己評価

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

「高い知識と技倆を修め、常に文化創造に寄与する、清く、正しく、健全な人間の育成を目指す」との三島学園建学の精神に基づいて、本学の目的と使命を、「三島学園建学の精神に基づいて、我が国の生活文化の向上を図るため、学術の中心として、幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とし、使命とする」(学則第1条)と定めている。そして、「本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行いつつ現代生活に適応する科学的知識と技量の向上に努める」(学則第2条)こととしている。

この使命・目的を達成するために、本学では、「少人数教育」と「クラス担任制」によるきめ細かな学生の指導をすべく、次のような方針で教育課程を編成し、実施している。

- a 幅広い教養と高度な専門的知識・技能の修得
- b 体系的・順次的な教育課程の編成
- c 少人数教育の実施
- d 科目担当教員やクラス担任による学生の勉学と諸活動への支援

以上に基づき、本学では、自己点検・評価にあたっては、a)教育課程と教育方法の適切性、b)学生の学修状況の把握と履修指導及び授業に関する評価、c)学生生活及び学生の学内外の諸活動への支援、就職活動への支援の3点を特に重視している。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価については、学則第2条第2項で「前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める」としている。この条項に基づいて「自己点検・評価委員会規程」が定められている。

同委員会の目的は「学校教育法第109条第1項の規定による自己点検及び評価並びに同条第2項に規定する認証評価機関による認証評価の制度に対処するために必要な事項を審議し、及び自己点検評価報告書の作成を含む資料の整備を行うものとする」(第2条)とされている。

同規程による委員会の組織、委員は次の通りである。

(1) 同委員会は「評価室」に属している。

(2) 同委員会は、各学科長、各学科の教員2名、学校法人事務局長、事務部長、その他

委員長が必要と認めた者、で構成されている(第3条)。

- (3) 委員会は、自己点検・評価の実施及び認証評価機関による認証評価の実施のために、必要に応じて作業部会を設置し、自己点検・評価報告書の作成に当たるものとする(第8条)。
- (4) 委員会は、自己点検・評価の実施及び認証評価機関による認証評価の実施のために、必要に応じて他の委員会の協力を求めることができる(第9条)。

以上のように、自己点検・評価活動は当該委員会を中心としながらも、広く教職員の協働により行うことを原則としている。

自己点検・評価の実施状況は以下のとおりである。

a) 教育課程と教育方法の適切性

教務委員会及び基礎教育検討委員会で、本学の教育目的と照らし合わせて、授業等の実施状況を把握し、毎年度の教育課程編成の評価と見直しに当っている。同時に、学生からの授業に対する要望は各教員及びクラス担任の意見、「学習ポートフォリオ」や「授業改善アンケート」結果を基にして把握される。教育方法は各教員が授業評価や学生の成績分布などから自己評価・改善を行い、またPBL授業に関するFD、公開授業などを介して自己啓発を行っている。また、各教員の授業実施状況及び授業評価を基にして、適宜学長が教育に関する改善等を要請している。一方、全学的に教育方法の改善を志向する体制は未整備である。

b) 学生の学修状況の把握と履修指導及び授業に関する評価

学生の学修状況は各教員及びクラス担任からの報告が学科会議等で把握され、問題点が明確な場合には教務委員会等に報告される。欠席の多い学生に関する情報は学科全教員で共有され、必要な対策が講じられている。また、「授業改善アンケート」による授業評価結果を「FD活動報告書」に掲載して全教職員の共有化を図り、また、FD委員会での検討材料としている。

学生の学修状況は「学生の学修時間状況」調査(「FD活動報告書」に含まれる)により把握されている。「授業改善アンケート」調査結果では教育課程に対する要望、授業内容と教員の指導方法の評価、施設・設備の整備についての評価、学習時間等がまとめられている。各教員はこの調査結果を授業改善の有用な資料として用いている。また、学科会議やFD委員会等でも討議され、学生の学修状況の把握と改善に努めている。

c) 学生生活及び学生の学内外の諸活動への支援、就職活動への支援

学生生活状況や就職活動の状況については学生支援委員会や学生課の活動、就職活動への支援、「学生生活実態調査」を基にして実態の把握を行っている。調査結果は学生支援委員会を中心に整理検討され、抽出された問題点については、各学科、各委員会及び事務部で検討され、学長に報告される。

なお、後述のように各委員会では、年度ごとにPDCAサイクルを実施して、各年度の諸活動の評価をして分析するとともに、自己評価の重要な資料としている。

このことから、大学の改善・向上を目的とした、自己点検・評価体制はほぼ整備され、適切に実施されているといえる。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学では平成 13 年に第 1 号、平成 15 年に第 2 号、平成 17 年に第 3 号の「自己評価報告書」を作成し、教職員に配布すると共に、学生や教職員が閲覧できるよう、図書館にも備え、また、他大学にも送付した。

また、日本高等教育評価機構の認証評価を受けるため、平成 18 年には同評価機構に提出する「自己評価報告書」を作成し、同時に同評価機構の様式と同じ「自己評価報告書」を作成し、関係教職員に配布した。

その後、平成 19 年に家政学専攻を服飾文化専攻に改称・改組し、それに伴って教育課程が大きく改編されたこと、FD 委員会などの各組織が独自の評価活動を行うようになったこと、大学運営の組織・体制が大幅に改められたことなどから、平成 25 年に、前回作成した「自己評価報告書」の構成、内容を見直して「自己評価報告書」第 4 号を作成した。

なお、自己点検・評価の一環として、各委員会から毎年度 PDCA サイクルの実施計画・報告が提出され、課題の抽出や改善方策の共有を図っている。

(2) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

現在、大学教育に対する要望、期待は多様化してきている。

本学では、このような状況に対応すべく、教育・研究の質の保障のため、自己点検・評価活動においても、評価項目の設定、評価の在り方について検討を重ねている。そして、毎年実施されている PDCA サイクルの実施や FD 活動、SD 活動などにおける個別的な自己点検・評価に加えて、3~4 年のサイクルで総合的な自己点検・評価を実施することにしている。一方、教育方法の問題点把握と見直し、そしてこれに基づく改善方策などについて検討するための全学的な組織整備を進めていくことを検討しているが、今のところその組織は確立していない。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己評価

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価にあたっては、状況を説明する資料、関係する規程類、データ、アンケート調査結果などを随時収集し、分析、検討を重ねている。また、自己点検・評価の資料として各委員会が作成する PDCA サイクルが共有されている。PDCA サイクルに基づく評価は学長と運営会議が主導して行っており、透明性が高いものである。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための資料、データ等は各種委員会、教務課、学生課、企画課、入試課が作成し収集したものであり、教育や管理、運営の状況を把握するのに適切な資料である。また、それらの一部は教授会資料として配布されており、教職員が情報を共有し、教育・研究活動、学生の指導、組織運営に役立つものとなっている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

前述のように、「自己評価報告書」は教職員に配布されるほか、図書館に常備して閲覧可能になっている。また、他大学へも送付している。その他、「FD活動報告書」（授業評価報告書を含む）、「学生生活実態調査報告書」なども教職員に配布される他、図書館にも常備され、教育活動の成果や課題を全ての教職員さらには学生が把握できるようにしている。

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

前述のように、本学では、各種委員会、企画課、教務課、学生課、入試課で教育研究、学生生活、入試、大学運営に関する資料、データを随時収集している。これらの資料の多くは印刷されたり、Eメールを使用したりして教職員に配布され、教育活動の改善に資するものとなっている。

個々の事例に関する資料、データの分析・活用は各学科・専攻、各委員会や各課が担っているとともに、全体的には学長及び運営会議が統括している体制にある。さらに学長及び運営会議からのフィードバックが有効に機能する体制づくりを進めていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己評価

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

「自己評価報告書」や「FD活動報告書」などの報告書で指摘された事項は、各教員や各委員会、教務課、学生課、法人事務局等の部署で逐次改善に努めている。現在、教育活動や大学の運営などの実態を把握し、改善、向上を計るため、さらに、「自己評価報告書」や日本高等教育評価機構による「評価報告書」、「調査報告書」で指摘された課題や改善すべき事項を検証し、改善を計るために PDCA サイクルが実施されている。各委員会においては次のように PDCA サイクルによる年間活動計画の策定、実施、実施状況の把握、課題とその改善を行っている。

- | | |
|-----------------------|----------|
| ①PLAN(計画) | 前年度末に作成 |
| ②DO(実施) | 当該年度内に実施 |
| ③CHECK(評価) 及び④ACT(改善) | 当該年度末に実施 |

(2) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、PDCA サイクルに則って、各委員会が前年度末に活動計画と実施の方策を策定し、それに基づいて学長や学部長により前年度の実施状況や成果を踏まえた各委員会委員長からのヒアリングが行われている。年度終わりには、実施状況を総括し、今後に向けて解決すべき課題を明らかにし、改善のための方策を検討している。報告書は印刷して全教職員に配布し、情報を共有するよう努めている。

のことから、これまでの評価活動では顕在化していなかった個々の問題点が明らかになってきたという利点がある。しかし、問題が多岐にわたり改善すべき課題が分散してしまう傾向も一部で見られるため、改善すべき重点的事項を選定して大学全体で取り組むようとする体制の充実化を図っていく。

[基準4の自己評価]

本学では、各種委員会において大学に関わる諸課題を解決、改善すべく協議を重ね、その結果を学科会議や教授会で報告することにより、各教員が大学運営や教育活動の成果や課題を共有するようとしている。各教員の教育方法等については、学生に対する「授業改善アンケート」や公開授業などを通して検証がなされている。

各委員会での PDCA サイクルの実施により、年間の活動計画を策定し、その成果を年度途中で検討し、必要に応じて計画を修正しながら、年度末には年間活動の成果のまとめと今後の課題、改善事項の報告を行っている。PDCA サイクルを印刷し、全教職員に配布することによって、活動の経過、実施状況、方向性などを共有している。また、「FD 活動報告書」を毎年発行して、教育の質を向上させるべく努めている。ただし、このような方法(委員会活動の重視)をとることによって、評価の視点がより広くなり、以前より詳細な評価がなされるようになった反面、問題点が細分化し全体が見えにくくなっている傾向も見られるので、学長及び運営会議が主導して自己評価を進める体制は維持するとともに、さらに全体的・総合的な視点に立った教育活動や大学運営の自己点検・評価も実施する考えである。

資 料

教職員に配布されたもの及び特定の部署に常置されていて教職員が閲覧できるもの。

○ 学園の歴史に関するもの

- ・ 三島学園創立五十年史(三島学園編集、発行 昭和 28 年)
- ・ 三島学園創立六十年史(三島学園編集、発行 昭和 38 年)
- ・ 三島学園 80 年史(三島学園創立八十周年記念誌編集委員会編集、三島学園発行 昭和 58 年)
- ・ 三島学園の歴史をみる(池上雄作編集、三島学園同窓会発行 平成 27 年)
- ・ 生活美術学科創設 50 周年記念誌(生活美術学科編集 平成 27 年)

○ 学園及び大学の概要、現況、事業、財務、教員、教育、学生生活、行事などに関する総合的なもの

- ・ ホームページ
 - <http://www.mishima.ac.jp/> (三島学園)
 - <http://www.mishima.ac.jp/univ/> (東北生活文化大学)

○ 学園及び大学の概要、現況、活動に関するもの

- ・ 三島学園要覧(各年度版あり)
- ・ 東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部要覧(各年度版あり)
- ・ 三島学園報(三島学園広報委員会編集) (各年度版あり)
- ・ TSB 長期ビジョン(TSB ビジョン懇談会編集 平成 27 年)
- ・ 各学科、専攻が作成・発行する教育やイベントなどに関するパンフレット類

○ 学園、大学の諸規程に関するもの

- ・ 学校法人三島学園規程・要項集
 - 第 1 部 学園総合
 - 第 2 部 東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部

○ 教授会議事に関するもの

- ・ 教授会議事要録(教授会構成員にはメールで配信される)

○ 学生の学業、大学生活、諸活動に関するもの及び教員の教育活動に関するもの

- ・ 広報 TSB(年 2 回発行)
- ・ 学生便覧(各年度版あり)
- ・ 授業概要(シラバス) (各年度版あり)
- ・ 学習ポートフォリオ(各年度版あり)
- ・ 学生生活実態調査報告書(学生支援室(学生部)編集 平成 21 年、平成 24 年)
- ・ 学友会誌(学友会編集、発行)(各年度版あり)

- ・ワクワク 100 ぶろじえくと BOOK(広報課編集 平成 24 年版、平成 25 年版 平成 26 年版)
 - ・防災カード
 - ・教職員リーフレット(学科長会議編集 平成 24 年度、平成 26 年度改訂)
- 学生募集、入学試験に関するもの
- ・大学案内、入学試験要項、入試ガイド(いずれも各年度版あり)
- FD 活動に関するもの
- ・FD 活動報告書(FD 委員会編集)(各年度版あり)
- 自己点検・評価に関するもの
- ・東北生活文化大学自己評価報告書(自己点検・評価委員会編集)
(第 1 号 平成 13 年 第 2 号 平成 15 年 第 3 号 平成 17 年
第 4 号 平成 25 年)

後記

本学は平成25年度に日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、「大学評価基準を満たしている」との認定を得た。認証評価を受けるのに先立ち、大学独自の自己点検・評価報告書である「東北生活文化大学 自己評価報告書」第4号を作成した。「自己評価報告書」は第1号(平成13年)以来、第4号までは本学の歴史と教学の理念、目的、教員組織、入学試験、教育課程、学生生活、施設・設備、管理・運営、教員の研究・制作活動などについて本学が独自に設定した評価項目について記述し評価を行った。

今回発行した第5号はこれらの報告書とは様式、内容とも大きく異なり、認証評価を受けるにあたって日本高等教育評価機構に提出した「自己点検評価書」に準拠したものにした。そして、実地調査の際の意見、要望や評価機構による「評価報告書」と「調査報告書」における「参考意見」(「改善を要する点」はなし)での指摘事項がその後どのように改善されたかも踏まえて記述を行った。ただし、「自己点検評価書」の様式そのままでなく次のようにした。

- ・基準項目は「自己点検評価書」どおりとしたが、「大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価」は省略し、エビデンス集も掲載しなかった。記述内容にかかわる資料は「資料」としてまとめて掲載した。
- ・記述の様式について、「自己点検評価書」にある、「○一〇の自己判定」中の「基準項目○一〇を満たしている(満たしていない)」、「○一〇の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)」との文言を削除し、表現も「○一〇の自己判定」ではなく「○一〇の自己評価」とした。自己評価の結果とその理由は本文中に含めることにした。
- ・報告書作成に用いた資料やデータは平成27年度のものとした。平成27年度作成のものがいる場合は、それ以前に作成したものを使用している。

社会の変化や学生の状況の多様化に伴って大学に求められる役割や教育のあり方はこれまでとはかなり異なったものになりつつあり、教育活動や大学運営において変化に対応した改革が常に求められていると言えよう。教育目的、目標の確定、それに基づいたディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーの明確化、教育方法の改善、キャリア教育の重視、PDCAサイクルによる計画立案と評価、FD・SD活動の活性化等々、多くの課題がある。これらの課題にどのように対応し解決していくのか、そしてその成果が教学や運営にどう反映されているのかを点検・評価することの重要性が増している。教学面では「授業改善アンケート調査」、運営面ではPDCAサイクルの実施といった評価に関わる活動が各所で行われているが、大学全体の諸活動に関する組織的、総合的な点検・評価としての「自己評価報告書」を作成することの意義は大きい。本報告書により教育活動、管理運営の改善・向上が進めば幸いである。

東北生活文化大学 自己点検・評価委員会
前委員長 菅並 茂樹

東北生活文化大学 自己点検・評価委員会（平成28年度）

委員長 菅並茂樹
委員 鈴木裕行 佐藤淳一 三上秀夫
白鳥彦 大庭清 後藤固

学校法人 三島学園
東北生活文化大学 自己評価報告書 第5号

平成29（2017）年6月発行

編集 東北生活文化大学 自己点検・評価委員会

発行 学校法人 三島学園

〒981-8585 仙台市泉区虹の丘1丁目18-2

TEL 022-272-7511 FAX 022-301-5602